

大牟田市公園等管理活用ガイドライン



大牟田市 公園等管理活用ガイドライン



2022（令和4）年3月

大牟田市

大牟田市公園等管理活用ガイドラインの概要

ガイドライン策定の目的

公園等の市民ニーズや今後の公園需要の見通しを把握し、限られた財源の中で、次世代の負担軽減にも配慮しながら、安全で快適な都市環境を形成するための総合的な管理・活用の取組みを定める指針として、「大牟田市公園等管理活用ガイドライン」を策定します。

本ガイドラインは、市が公園を管理する際の方向性を示すものであり、また、市民・企業・行政との協働による取組みを進めるために活用します。

都市公園等の現状と課題の整理

都市公園等の現状

- ・244箇所、122.65haの公園が整備済
- ・1人当たり公園面積が11.0㎡となり、国の標準とする10㎡を満たす
- ・都市計画決定公園の整備率は73.8%（面積）
- ・500㎡未満の狭小公園が、約半数を占める
- ・1975～2000年に整備された公園が多い
- ・市街化区域の公園充足率は高い
- ・3つのボランティア制度を活用し市民協働による公園管理に取り組む
- ・令和2年7月豪雨災害において公園を活用

都市公園等を取り巻く社会環境の変化

- ・人口約11万人、高齢化率37.1%
- ・厳しい財政状況
- ・老朽化した公園施設の増加
- ・本市における各施策の成果指標とSDGsの17のゴールとの関連を明確化



都市公園等に対する市民意識

- ・ベンチや日陰等の休憩用スペースの設置要望が多い
- ・除草や清掃などの管理徹底への要望が多い
- ・大規模な公園では飲食施設を望む声が多い



都市公園等に関する国・法律の動き

- (1) 新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペース政策に関する提言
- (2) 都市緑地法等の法改正による新たな制度
- (3) 開発行為における公園設置基準の緩和

都市公園等の課題

- | | | |
|----------------------|-------------|----------------------|
| ①施設の老朽化への対応 | ②都市計画決定の見直し | ③公園の整備状況及び配置バランスの適正化 |
| ④多様なニーズへの対応 | ⑤防災・減災への対策 | ⑥植栽の適正化 |
| ⑦多様な主体との連携による公園の管理運営 | ⑧SDGsの視点 | ⑨財政状況の深刻化 |

ガイドライン策定の考え方

都市公園等に関する課題を把握し、課題の解消に向けて次の重視すべき視点を定めながら地域の特性に応じた公園の将来像を描き、将来像をしっかりと見据え、実現に繋げるための取組みをガイドラインとして取りまとめます。

■都市公園等のストック活用 ～「つくる」から「活用する」への転換～

- ・既存の各公園の位置づけ、求められる役割を意識し、都市公園の効果・機能が十分に果たされるよう質の高い管理を行い、併せて、都市公園を一層柔軟に使いこなすことを意識し、積極的な広報や規制の弾力的な運用など、利活用の促進のために必要な施策を実施

■都市公園等の効率的かつ効果的な管理 ～適切な配置、規模、機能の管理～

- ・地域の特性や公園の整備状況等を考慮したうえで、選択と集中によるメリハリの効いた事業展開を推進

■多様なパートナーとの連携強化 ～多様な主体との連携と民間活力導入～

- ・多様な主体の参画と連携による都市公園等の活用を促進
- ・民間事業者などが持つノウハウや資金、迅速性、柔軟性といった強みを活かした公園整備・管理
- ・民間事業者等の参画を促進するとともに、民間との連携による公園の活性化を推進

都市公園等の将来像

身近な公園の将来像

「市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む公園」

市民に身近な公園は、子育て世代への支援、高齢者の健康づくりや地域住民の交流の促進など、市民生活に関連した課題を解決し、生活に彩りとやすらぎを与えます。

市民が主体的に公園を育てていくことで、人と人が公園を介して生き生きとした関係を築き、地域社会におけるコミュニティが育まれます。

地域住民が身近な公園を使いながら、「こんなことしてみたい」と発案し、考え、創り、育てることを目標に、みんなの「してみたい」が実現する場所となります。



大規模な公園の将来像

「おおむたの魅力高め、活力ある地域づくりに資する公園」

市内外からの多数の利用者を惹きつけるとともに、地域住民の活動拠点、新たな交流の場となる地域づくり拠点公園となります。

大牟田市を代表する延命公園、諏訪公園がおおむたの魅力をさらに高め、活力ある地域づくりの拠点となります。



都市の自然環境を次世代に継承する公園の将来像

「環境との共生に資する公園」

緑は、ヒートアイランド現象を緩和し、多様な生物が生息する場となるなど、都市における自然環境を保全する重要な機能を持っています。

公園が良好な都市環境の維持や景観の向上に資する都市基盤として、その機能を着実に保全し、将来にわたって継承しています。



市民の安全・安心を支える公園の将来像

「災害や危機に強い公園」

安全安心な生活を守るため、地域に応じた防災機能を有し、全ての市民が利用しやすい公園が、各地域に整備されています。

また、災害等が発生した場合においては、避難地としての活用はもちろん、段階に応じ、臨時駐車場や被災ごみの仮置き場などに、利用されています。



将来像実現に向けた取組み

「配置」

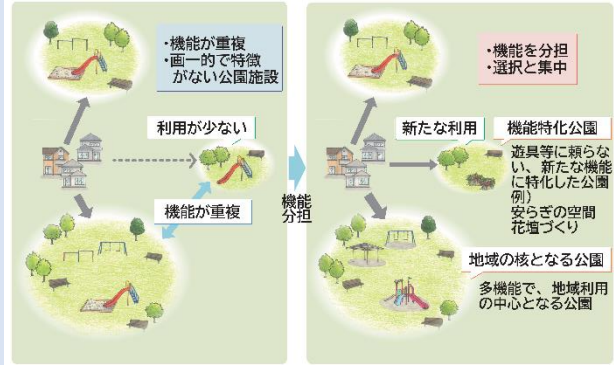
に関する取組み

将来像

- ①居住誘導区域における街区公園の充足
- ②周辺状況や、地域ニーズ等に応じた種別ごとの公園の配置バランス
- ③公園の誘致圏が特に重なる地域での機能分担等の適正な配置

(1)新規公園の整備について

- ①新規公園の整備について
 - ・人口動態や、公園の整備状況等を踏まえた必要性の調査、検討をしたうえで実施
 - ・「地域に必要な公園機能」を確保できる最低面積として、概ね1,000㎡以上を確保
 - ・ユニバーサルデザインの導入を進め、利用者のニーズに応じた施設を検討
- ②長期未着手や一部未供用の都市計画決定公園の見直し
 - ・地域の実情に基づく必要性や代替機能の確保等を慎重に見極めながら見直しを検討
- ③開発許可制度の基準緩和
 - ・公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積規模の最低限度の緩和や、公園施設の合理的な整備



(2)既存公園の再整備

- ①ストック再編
 - ・小規模な公園の機能の分担・特化等による見直しや、再編等の検討
 - ・再編にあたっては、地域住民の意見や費用対効果なども含めて慎重に検討
- ②機能改善
 - ・長期間が経過した公園施設等について、多様な世代のニーズに合わせた再整備

「施設」

に関する取組み

将来像

- ①公園の種類や規模、周辺状況や利用に応じた施設の設置と適切な総量
- ②計画的な施設更新や維持管理による、安全性、快適性の確保
- ③バリアフリーに配慮した、誰もが使いやすい公園
- ④災害時における公園の活用

(1)公園施設の見直し

- ・更新費だけではなく、維持管理費の低減にも寄与するような視点で検討
- ・費用対効果に見合う施設であるかを検証し、必要性に応じた配置の見直し



(2)公園施設の適切な維持管理

- ・施設の適正化などの考え方を長寿命化計画に反映させた、効果的、効率的な施設整備や維持管理
- ・公園施設長寿命化計画に基づいた、計画的な施設管理



(3)公園樹木の適切な維持管理

- ・公園の種類や地域特性を踏まえた、景観に配慮した育成管理と公園の魅力向上
- ・剪定や更新等を適切に行うことによる、安全・安心性の確保
- ・公園樹木の管理数量や配置の見直し、樹種の選定等による、管理コストの縮減



将来像実現に向けた取組み

「種別」

に関する取組み



(1) 街区公園

将来像

- ①地域の核となる公園は、街区公園としての標準的な機能を全て備える
- ②公園面積や周辺公園の配置状況等に応じた整備内容・手法等のメリハリ
- ③地域ニーズや特性、配置状況等を踏まえた機能分担

- ・1,000㎡以上の公園において、「地域に必要な公園機能」の整備
- ・機能分担を行うことでメリハリをつけた、効果的な整備
- ・狭小公園しかない地域では、近接する複数の公園で機能を分担し、「地域の核となる公園」に相当する機能の確保
- ・その他の街区公園は、基本的に現状の公園機能を維持

(2) 近隣公園

将来像

- ①地域の核となる公園として、標準的な機能を全て備える
- ②街区公園よりも幅広い利用目的への対応
- ③街区公園が不足する地域での機能の補完

- ・「地域に必要な公園機能」の整備
- ・スポーツ利用や地域のイベント等の実施が可能な大型広場や、対象年齢が幅広い遊具施設の整備

(3) 地区公園

将来像

- ①地区の核となる公園として、標準的な機能を全て備える
- ②公園の特徴・個性が活かされ、地域ニーズにも対応
- ③広さや個性を活かした施設の設置、幅広い利用目的への対応
- ④利用状況等に応じた駐車場やトイレ等の整備

- ・「地区に必要な公園機能」の整備
- ・街区・近隣公園よりも幅広い利用目的に対応する施設を重視
- ・各公園の特徴や個性を踏まえたうえでの施設整備

(4) 総合公園

将来像

- ①多くの利用者が訪れ、楽しむことができる魅力あふれる公園
- ②公園のもつコンセプトや特徴・個性が活かされている
- ③必要な規模の駐車場整備による、市内外からの利便性の向上
- ④地域づくり拠点公園として、まちの賑わい創出等に対応した、多様な施設の充実

- ・インクルーシブの視点を踏まえた整備の検討
- ・市民ニーズに応じた更なる魅力向上
- ・多彩な樹木や花壇等による四季折々の美しい景観づくりの推進
- ・各公園が有する特徴を大切に守り育て、積極的な情報発信を行う

(5) その他の公園（風致、墓園、歴史、都市緑地）

将来像

- ①都市の自然環境の保全や良好な景観を形成
- ②周辺環境を活かした様々な施設の配置や求められる機能を備える

- ・公園毎の機能や特性に応じた、整備内容や整備手法を検討し、適切で効率的な維持管理を行う

「運営」

に関する取組み

将来像

- ①多様な主体が公園の運営管理に関われる仕組みの構築
- ②管理・活用の様々な場面での市民参画
- ③民間と連携した整備、管理による公園のサービスレベルの向上

(1) 市民との協働による公園の管理運営

- ・公園愛護会や校区まちづくり協議会等の組織との連携を高め、地域と協働で行う管理活動を推進
- ・地域住民との協働による公園管理を進め、地域のニーズに合わせた柔軟な公園利用の促進
- ・地域住民の交流等につながる、公園内での緑化活動の支援



(2) 積極的な情報発信

- ・広報誌やホームページ、SNS等多様な手段を活用した、緑に関する情報発信
- ・緑の魅力を発信するツールの拡充

(3) パークマネジメントの推進

- ・公園の特性を踏まえた、官民連携によるパークマネジメントの推進
- ・指定管理者制度や公募設置管理制度(Park-PFI)等、企業等の民間活力の活用
- ・多様な主体との連携による、公園管理の財政負担の軽減、賑わい創出につながる取組みの実施

目次

第1章 大牟田市公園等管理活用ガイドラインの概要	1
1. ガイドライン策定の背景と目的	1
2. ガイドラインの位置付け	1
3. 対象となる公園等	1
4. ガイドラインの構成	2
第2章 都市公園等の現状と課題の整理	3
1. 都市公園等の現状	3
(1) 整備の現状	3
2. 都市公園等を取り巻く社会環境の変化	8
(1) 人口推移	8
(2) 財政状況と公共施設の維持管理	8
3. 都市公園等に対する市民意識	9
4. 都市公園等の課題	9
5. 都市公園等に関する国・法律の動き	12
(1) 新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペース政策	12
(2) 都市緑地法等の法改正による新たな制度	12
(3) 開発許可に関する事項	13
6. ガイドライン策定の考え方	14
(1) ガイドライン策定方針	14
(2) 重視すべき視点	14
第3章 都市公園等の将来像	15
1. 都市公園等の将来像	15
2. 都市公園等の『配置』『種別』『施設』『運営』から見る将来像	17
(1) 公園配置の将来像	17
(2) 公園種別毎の将来像	18
(3) 公園施設の将来像	22
(4) 公園運営の将来像	22
第4章 将来像実現に向けた取組み	23
1. 都市公園等の『配置』に関する取組み	24
(1) 新規公園の整備	24
(2) 既存公園の再整備	27
2. 都市公園等の『種別』に関する取組み	29
(1) 街区公園	29
(2) 近隣公園（鳥塚公園、宮浦公園、笹林公園、中友公園）	29
(3) 地区公園（手鎌北町公園、白銀川調節池公園）	30

(4) 総合公園（延命公園、諏訪公園）	30
(5) その他の公園（風致、墓園、歴史、都市緑地）	31
3. 都市公園等の『施設』に関する取組み	32
(1) 公園施設の見直し	32
(2) 公園施設の適切な維持管理	33
(3) 公園樹木の適切な維持管理	34
4. 都市公園等の『運営』に関する取組み	35
(1) 市民との協働による公園の管理運営	35
(2) 積極的な情報発信	35
(3) パークマネジメントの推進	36
資料編	37
1. 計画の策定スケジュール	37
2. 計画の策定体制	38
3. 計画の策定経緯	39
4. 各委員名簿	40
5. 大牟田市の代表的な公園	41
6. 用語集	42

第1章 大牟田市公園等管理活用ガイドラインの概要

1. ガイドライン策定の背景と目的

令和2年度に行った市民アンケートでは、今後残しておきたい市内の緑として、「延命公園」「諏訪公園」と回答した方が全体の約60%となるなど、市民の皆さんにとって公園は、魅力ある都市空間を形成するうえで必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、少子高齢化や市民ニーズの多様化などの社会情勢の変化に対し、より地域の状況に応じた公園の整備や管理運営が求められており、国においても、平成28年には都市公園をはじめとする緑とオープンスペース政策の展開について今後の方向性が示されたところです。各都市でもこうしたことを受け、改めて公園のあり方について模索する動きが進んでいます。

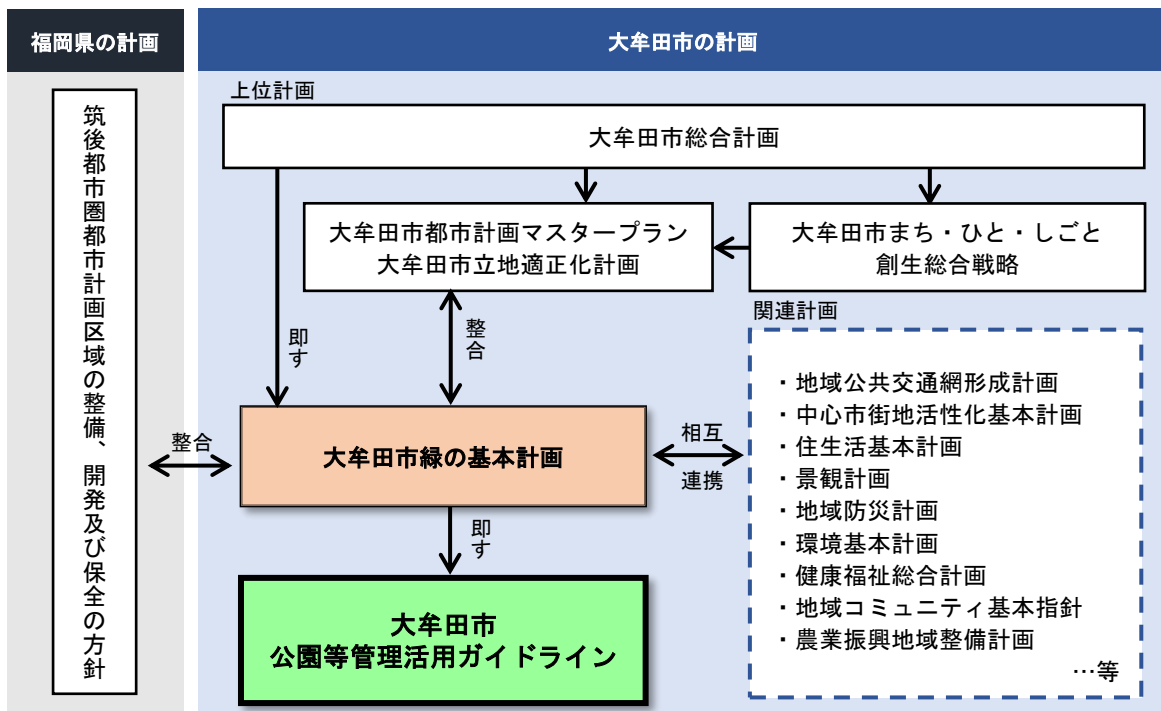
そのような中、令和3年3月に緑地の保全と緑化の推進に関する総合的な計画となる「大牟田市緑の基本計画」を20年振りに改定しました。

このような流れを受けて、公園等の市民ニーズや今後の公園需要の見通しを把握し、限られた財源の中で、次世代の負担軽減にも配慮しながら、安全で快適な都市環境を形成するための総合的な管理活用の取組みを定める指針として、「大牟田市公園等管理活用ガイドライン」を策定します。

なお、本ガイドラインについては、本市が今後、公園を管理活用していく方向性を示すものであり、また、将来像の実現を図るうえで最も重要となる市民・企業・行政等の協働の取組みを進めるための指針として活用します。

2. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、「大牟田市緑の基本計画」に即し、また「大牟田市総合計画」等の関連計画と整合のとれた内容とします。

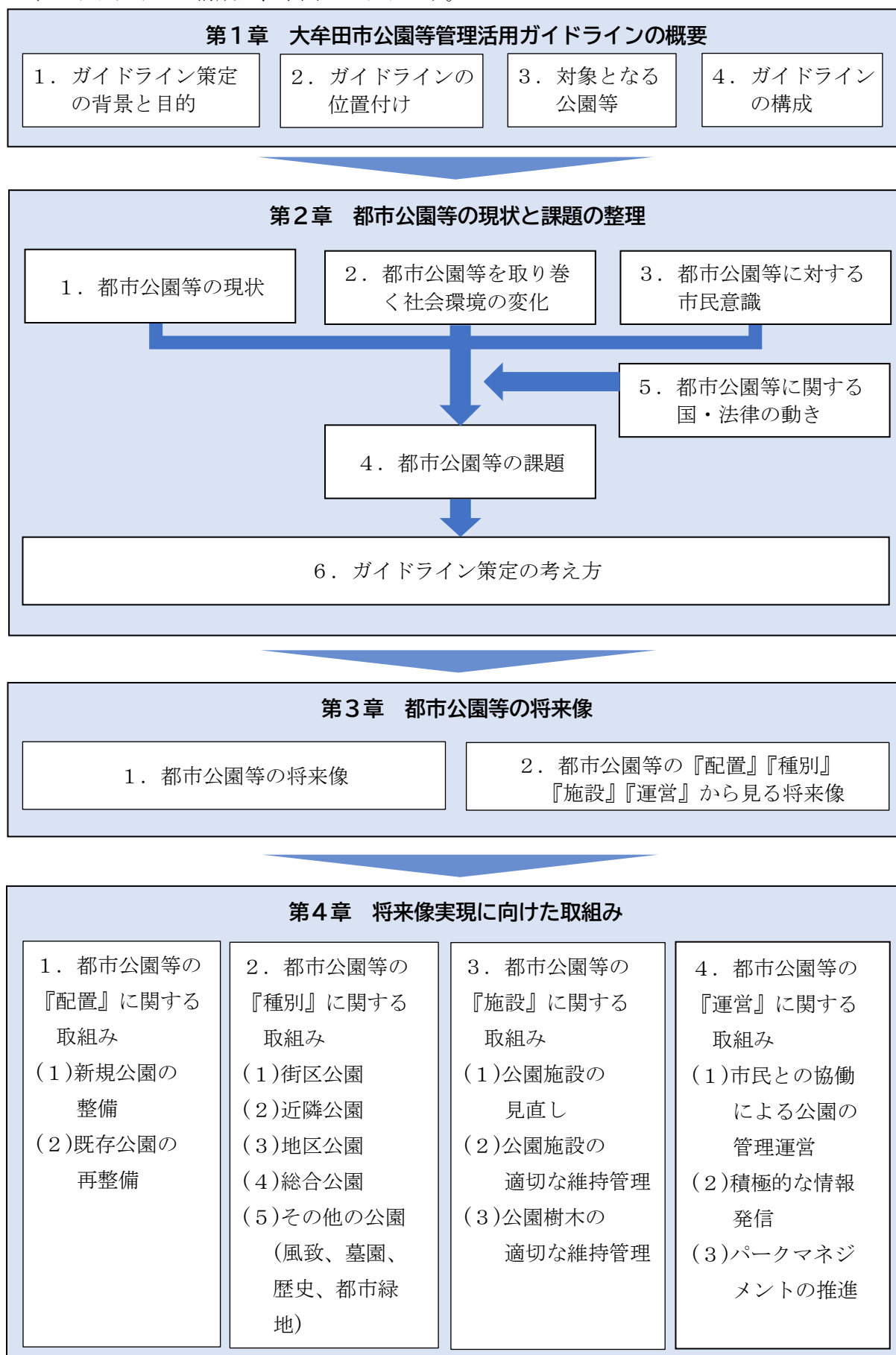


3. 対象となる公園等

本ガイドラインが対象とする範囲は、本市が管理運営する全ての都市公園等とします。

4. ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、下図のとおりです。



第2章 都市公園等の現状と課題の整理

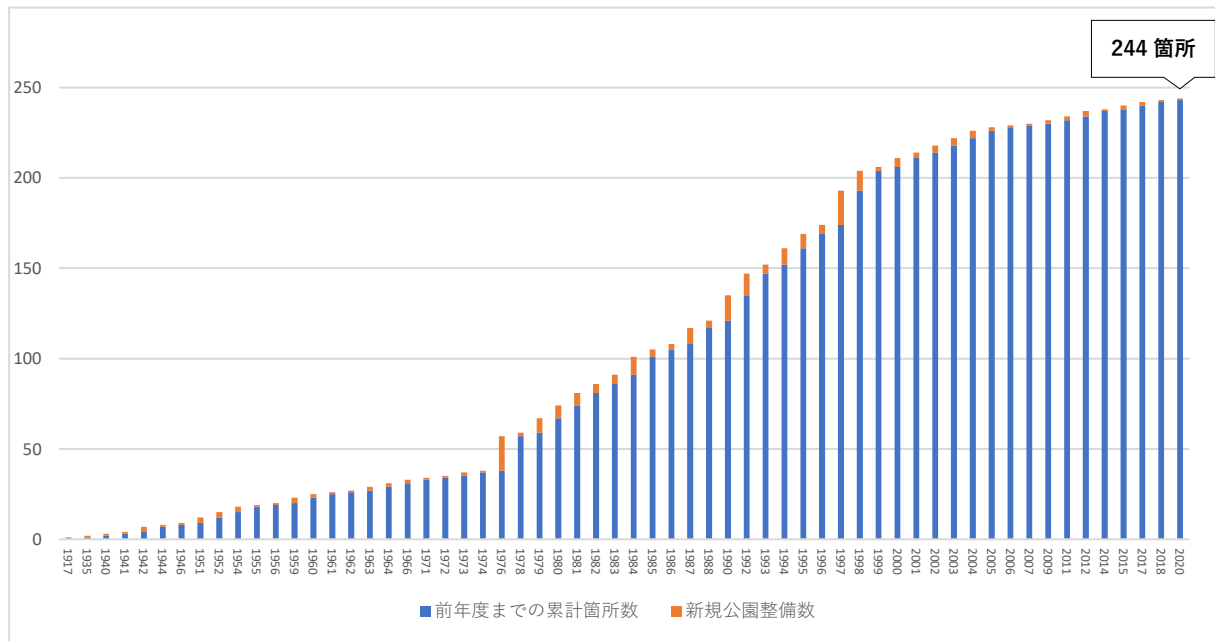
1. 都市公園等の現状

(1) 整備の現状

①公園数と面積

本市は、これまでに公園の整備を進め、現在、大牟田市の公園の総数は、都市計画未決定公園（都市計画決定をしていない公園）を含めて244箇所となっています。

その中でも、本市の代表的な公園として延命公園と諏訪公園があげられ、数多くの方に利用され、親しまれています。



都市公園の整備時期の分布

1940（昭和15）年開園の延命公園は、体育館、野球場、動物園等が整備されており、市のみならず福岡県南の広域的なスポーツ・レクリエーション拠点となっています。



延命公園

1994（平成6）年開園の諏訪公園は、有明海沿岸道路からのアクセス性が高く、市内外からの多くの方が憩い、多様なレクリエーション需要に対応する場となっています。



諏訪公園

本市では、これまで魅力ある良好な都市環境の形成を目指し、市民の健康増進や憩いの場、あるいは多様なレクリエーションの拠点として、諏訪公園や手鎌北町公園など、公園の特性や機能に応じて整備を続けてきました。

また、快適な住環境を形成し、地域の活動や交流、防災等の拠点となる身近な公園についても、その地域の規模等に合わせて整備に取り組んできたところです。

こうした整備により令和2年度末における市内の公園数は244箇所、総面積では122.65haとなり、市民一人当たりの公園面積は、約11㎡となるなど、国の標準とする10㎡を満たしている状況にあります。

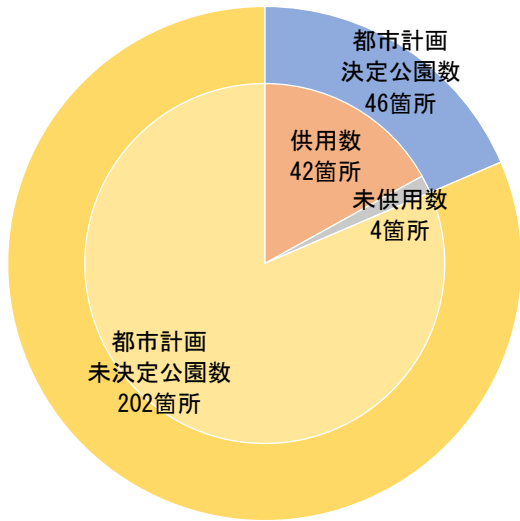
種別	決定		供用		整備率 (%)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
都市計画決定公園	街区公園	31	8.77	28	6.73	76.7
	近隣公園	5	8.60	4	5.50	64.0
	地区公園	1	4.70	1	4.70	100.0
	総合公園	2	39.70	2	37.85	95.3
	運動公園	-	-	-	-	-
	風致公園	4	18.40	4	18.40	100.0
	墓園	2	32.41	2	9.83	30.3
	歴史公園	-	-	-	-	-
	都市緑地	1	0.14	1	0.14	100.0
	小計	46	112.72	42	83.15	73.8
都市計画未決定公園	街区公園	-	-	189 【1】	13.27 【0.02】	
	近隣公園	-	-	-	-	
	地区公園	-	-	1	5.40	
	総合公園	-	-	【1】	【1.6】	
	運動公園	-	-	-	-	
	風致公園	-	-	8 【2】	14.40 【3.00】	
	墓園	-	-	-	-	
	歴史公園	-	-	1	0.50	
	都市緑地	-	-	3	1.31	
	小計	-	-	202	39.50	
合計	46	112.72	244	122.65		

※令和2年度公園調書をもとに作成。

※【 】は、都市計画決定公園のうち決定区域外の供用部分を示す。

※墓園は、貸出し墓域を除いた面積。

都市公園のうち、約8割の公園が都市計画未決定公園となっており、開発行為等によって整備された公園が多いことが分かります。

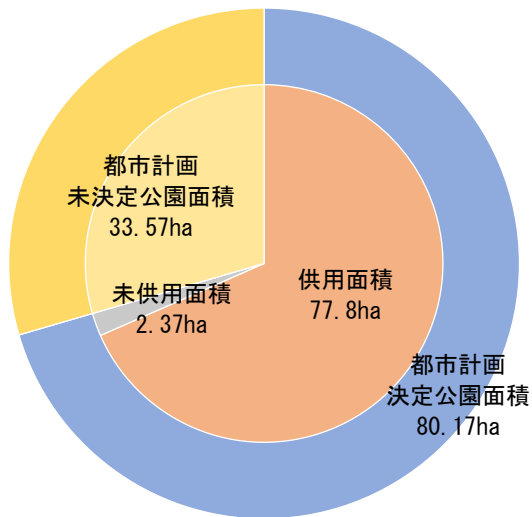


箇所別公園数の割合



築町公園（街区公園）

都市計画決定公園の整備率は、面積ベースで73.8%であり、長期未着手公園が4公園、一部未供用公園が8公園となっています。

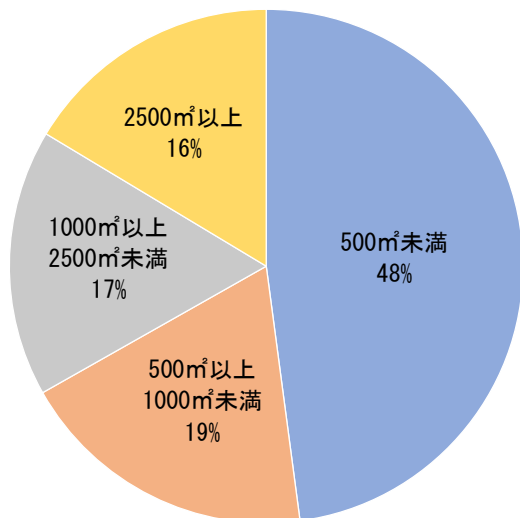


公園別面積の割合



櫛野公園墓地（整備率 36%）

都市公園等の面積は、500㎡未満の狭小公園が約半分を占めています。



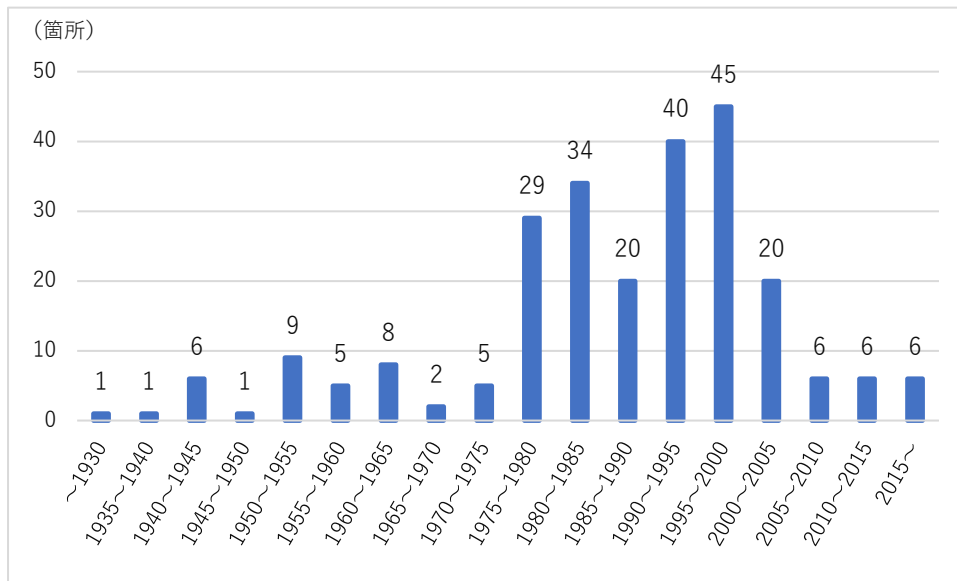
面積別公園数の割合



天神木団地第四公園（104㎡）

②整備時期

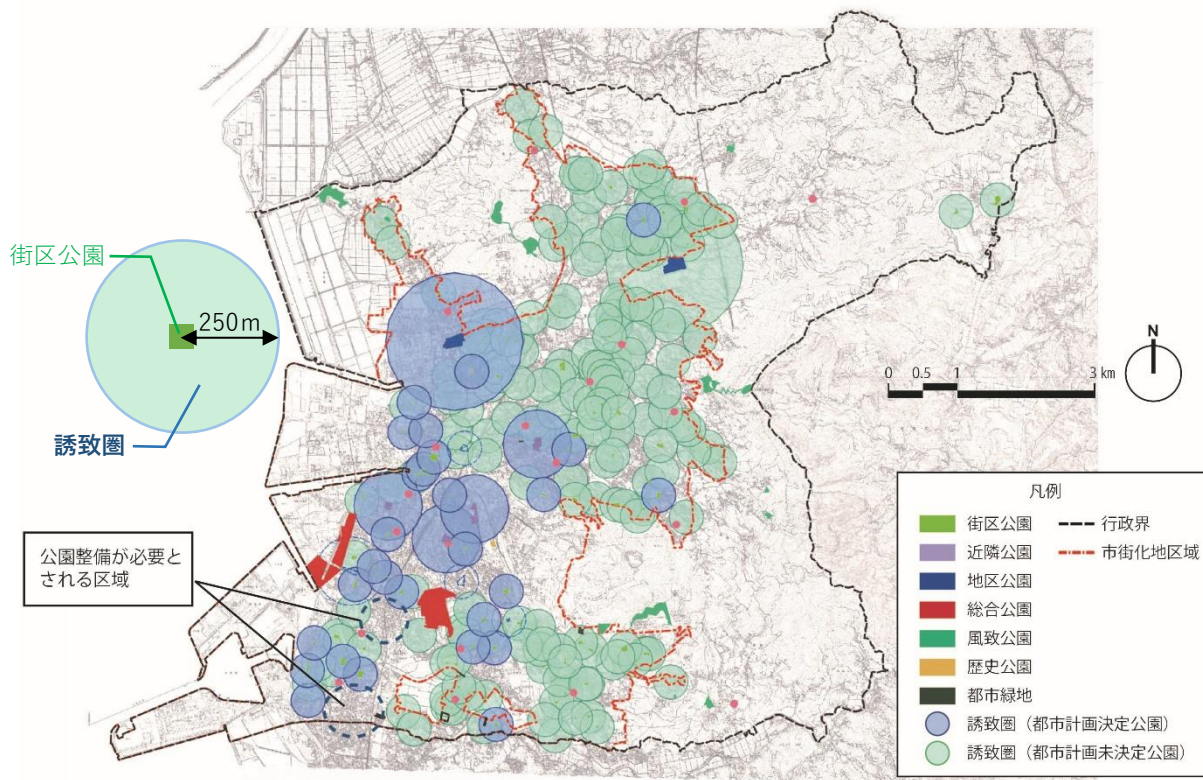
都市公園の整備時期は、1975～2000年に集中しており、供用開始から20～50年経つ公園が多く、中でも40年以上経過した公園の施設の老朽化が懸念されます。



都市公園の整備時期の分布

③配置状況

- 二つの総合公園が中心市街地に近接して整備されており、市北部に二つの地区公園が配置されています。
- 公園の誘致圏から配置状況を見ると、工場や田畑など非居住区域を除けば、市街化区域は、ほぼ充足しており、市南部の一部に公園空白地帯がある状況です。
- 市街化区域の東側は、都市計画未決定公園が多く配置されています。



都市公園の誘致圏

④バリアフリー関係法令等の適合状況

平成 30 年度末において、本市の公園施設のバリアフリー適合状況は、園路及び広場 33%、駐車場 69%、便所 33%となっています。なお、全国平均では、園路及び広場 31.8%、駐車場 69.2%、便所 31.4%となっています。

公園施設のバリアフリー適合状況

(平成 30 年度末)

都市公園等の種別	園路及び広場			駐車場			便所		
	対象都市公園数	適合都市公園数	適合率	対象都市公園数	適合都市公園数	適合率	対象都市公園数	適合都市公園数	適合率
街区公園	215	69	32%	0	0	0%	29	6	21%
近隣公園	4	1	25%	1	1	100%	4	4	100%
地区公園	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
総合公園	2	1	50%	2	2	100%	2	2	100%
緩衝緑地等	7	4	57%	8	4	50%	12	2	17%
合計	230	77	33%	13	9	69%	49	16	33%

⑤遊具の設置状況

令和 2 年度末現在、市内には、217 箇所の公園に 722 基の遊具があり、平成 30 年 4 月 1 日の都市公園法改正に伴い、年に 1 回の遊具の定期点検が法令化されたことから、遊具の定期点検を行うことで、遊具の安全管理に努めています。

遊具の設置状況 合計 722 基(217 公園)

(令和 2 年度末)

施設名称	ブランコ	スベリ台	砂場	コンビネーション遊具	健康遊具	その他
設置数	112	127	138	49	104	192

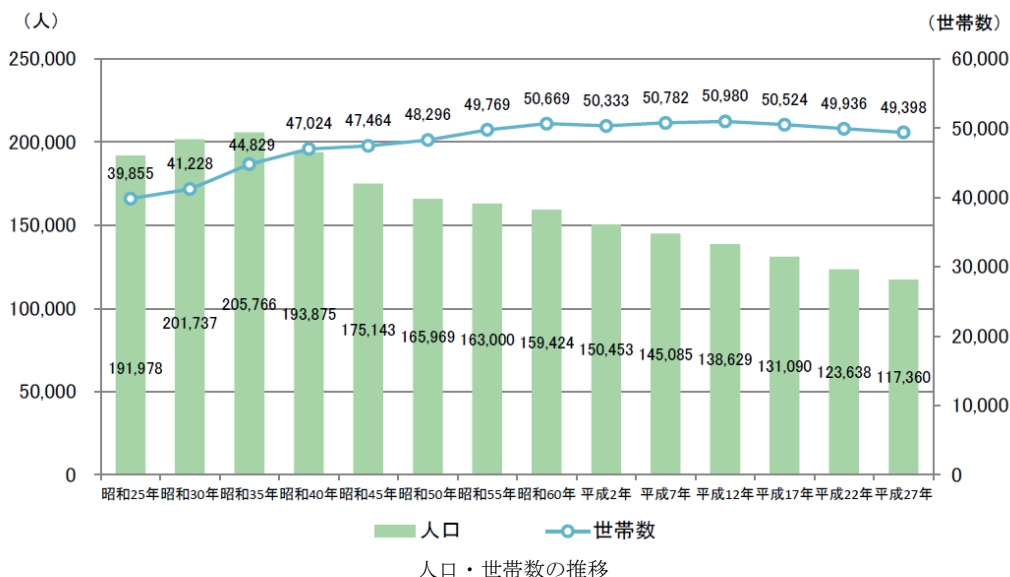


コンビネーション遊具(草木公園)

2. 都市公園等を取り巻く社会環境の変化

(1) 人口推移

本市の人口は、平成27年国勢調査では117,360人であり、昭和34年の208,887人（国勢調査推計人口）をピークに減少を続けています。

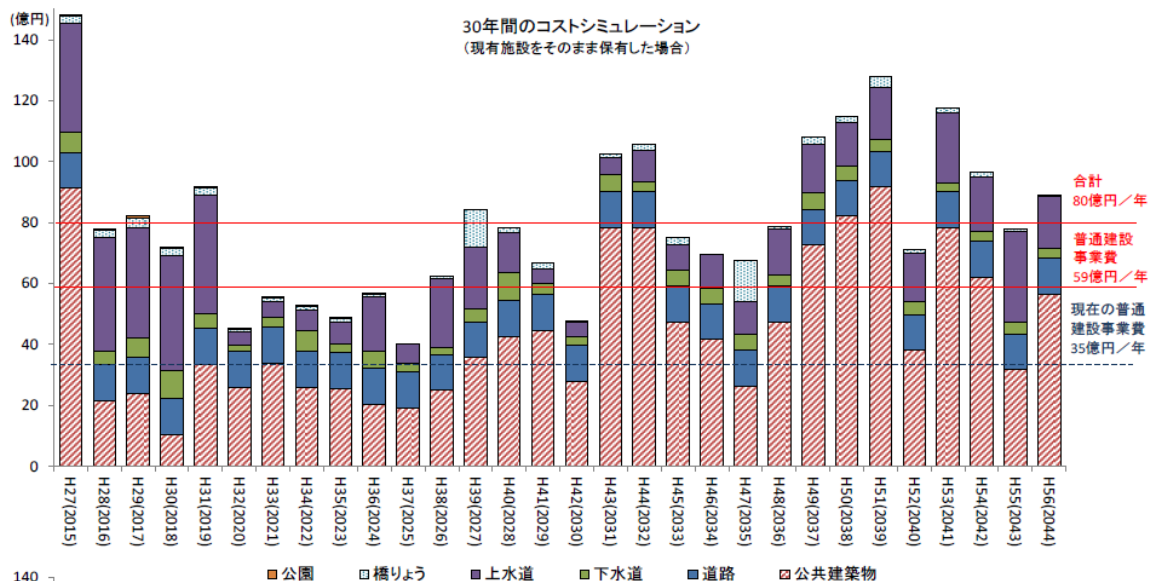


(2) 財政状況と公共施設の維持管理

本市の歳入の多くは、地方交付税や国庫支出金などの依存財源で賄われています。歳出では、扶助費・人件費・公債費などの義務的経費の割合が約6割となっていて、類似団体より高い状況となるなど、厳しい財政状況にあります。

また、公共施設の維持管理は、施設の老朽化によって増加していく傾向にあります。

建築物は、公共施設の再配置や統合等により施設総量の縮減を進め、道路、橋梁、下水道等のインフラは施設の更新時に可能な限り縮小するなど、財政負担の平準化を図る必要があります、公園施設についても同様の考え方で維持管理していく必要があります。



出典：大牟田市公共施設維持管理計画（H27）

3. 都市公園等に対する市民意識

令和2年度に行った市民アンケートでは、身近な公園と大規模な公園の満足度等について、それぞれ質問を行った結果、主な意見として、身近な公園については、「おおむね満足している」、「除草、清掃などの管理を徹底して欲しい」、「ベンチや日陰などの休憩スペースを増やして欲しい」との要望が多くあり、大規模な公園については、「公園内にオープンカフェや飲食店を設置して欲しい」との意見が多く寄せられました。

このような結果から、「今ある公園を適切に維持管理し、質を充実させてほしい」といった傾向にあり、量よりも質の向上が求められていることが分かりました。



除草管理が不十分な公園



木陰のある休憩スペース（諏訪公園）

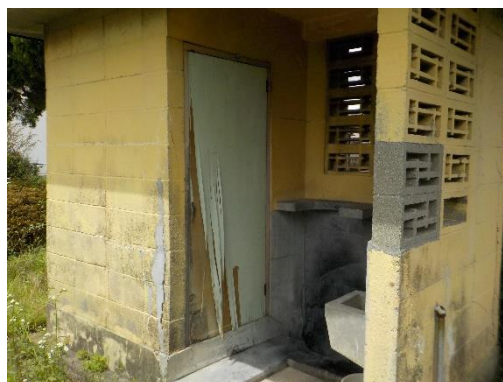
4. 都市公園等の課題

①施設の老朽化への対応

- ・都市公園の整備時期が1975～2000年に集中しており、整備後20～50年経つ公園が多く、中でも40年以上経過した公園の施設の老朽化が懸念されます。
- ・市民からの苦情において、「遊具の異常報告」「トイレ等施設の改修」等があがっていることから対応が求められています。
- ・老朽化した公園施設への対応については、平成25年度に『大牟田市公園施設長寿命化計画』を策定し、諏訪公園については、当該計画に基づき大型遊具の更新（平成30年度）を実施し、子どもたちの利用がより盛んな公園となりました。
- ・なお、当該計画は大規模な公園（延命公園、諏訪公園、手鎌北町公園）でのみ策定していますが、本市の公園施設の安全性を確保するためには、都市公園全体における施設更新を計画的に進める必要があります。
- ・また、全施設を対象とすると、継続的に多額の費用が必要となるため、「選択と集中」の視点に立ち、効率性や経済性に配慮した計画が求められます。



老朽化し利用禁止となった遊具



老朽化し利用の少ないトイレ

②都市計画決定の見直し

- ・都市計画決定後、長期未着手もしくは一部未供用の部分を残した都市計画決定公園等が12箇所となっています。
- ・見直しにあたり、都市計画決定内容の必要性や実現性等を検証する必要があります。

③公園の整備状況及び配置バランスの適正化

- ・公園の総面積としては、一人当たり11.0㎡となり、一定程度の面積は確保されています。
- ・誘致圏で公園の配置状況を分析すると、市街化区域内の南部地域の一部を除いては、おおむね充足しています。
- ・配置には偏りがあり、公園が過密な地域での公園機能の重複がみられます。
- ・公園の魅力や利便性を維持しながら、機能の効率化を図るため、適正な配置計画が求められます。

④多様なニーズへの対応

- ・周辺の居住者の年齢構成は、公園設立時とは変化している場合もあり、地域住民が身近な公園に求めるニーズは多様化している一方で、既存の公園機能は画一化している状況が考えられるため、使用者のニーズに対応した公園機能の整理が必要です。
- ・子どもから高齢者まで、幅広い世代の市民が安全で快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した再整備が必要です。

⑤防災・減災への対策

- ・近年の異常気象に伴う風水害や地震被害等、様々な災害に対して市民の安全、安心な暮らしを守るため、防災・減災への取り組みが必要となります。
- ・公園は、災害発生時の避難場所や、救援活動、復旧・復興活動の拠点等、多様な活用が考えられるため、こうした防災機能を想定した整備や管理が重要です。

⑥植栽の適正化

- ・市民アンケートより、身近な公園への意見として「除草、清掃などの管理の徹底」が最も多いことから、公園の草木の管理が課題としてあげられます。
- ・植栽してから相当年数が経過し大きく生長した樹木等については、隣接地への越境や、倒木等による危険性が増加することから、点検と対策が必要です。
- ・植栽の生育状況や位置によっては、公園の内外に死角や暗がりが生じ、防犯上問題となることがあるため見通しを良くすることが必要です。



除草管理が不十分な公園



外部からの見通しを阻害している樹木

⑦多様な主体との連携による公園の管理運営

- 公園愛護団体数は、高齢化等の理由から退会が増えるなど減少傾向にあるため、新規加入の呼びかけや、企業・団体等の参画によるボランティア活動の促進が求められています。
- まちづくり交付金事業を活用した、公園美化や維持管理活動が増えており、こうした活動をさらに広げるための仕組みづくりが重要となります。
- 地域住民や団体、学校、民間事業者等の多様な主体と連携して、より効果的・効率的な公園の管理運営を進めることが求められています。

各種公園ボランティア制度

(令和2年度末)

	公園愛護報奨金交付制度	まちなみ緑花ボランティア制度	みんなの公園サポーター制度
対象	公園	公園や道路の植栽帯	公園
報奨金	有	無	無
活動頻度	月1回以上	月1回程度	年1回以上
活動報告	年度末に活動実績報告書を提出	無し	翌年度の4月末までに活動報告書を提出
人数(R2)	約1,400人(102団体)	158人(20団体、個人4名)	591人(11団体、個人1名)
活動内容	都市公園の除草、清掃等の維持管理活動	公園内の花壇及び道路の植栽帯の花苗の植え付けや維持管理	都市公園での美化活動や公園施設の塗装等の修繕など、公園管理全般
活動の様子			

⑧SDGsの視点

- SDGsのさまざまなゴール・ターゲットを、市民一人ひとりが自分の事としてとらえ、関わりを進めることが求められています。
- 市民が自然の大切さを実感し、都市公園等のまちなみ緑が良好な都市環境を形成していることへの認識を高める必要があります。

⑨財政状況の深刻化

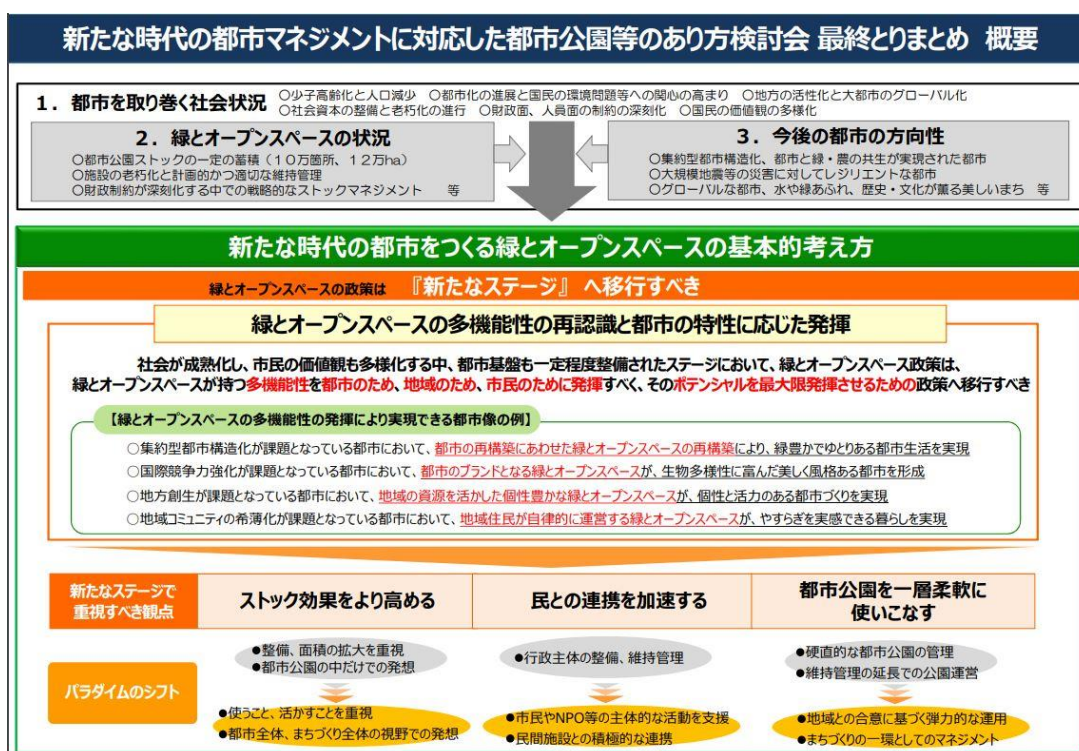
- 本市の歳入の多くは、地方交付税や国庫支出金などの依存財源で賄われています。歳出では、扶助費・人件費・公債費などの義務的経費の割合が約6割となっており、類似団体より高い状況となるなど、厳しい財政状況にあります。
- 公共施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加が見込まれることから、公共施設の再配置や施設総量の縮減等を進め、更新時に可能な限り縮小するなど、財政負担の平準化を図る必要があります。

5. 都市公園等に関する国・法律の動き

(1) 新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペース政策

人口減少社会に突入し、厳しい財政制約の中で社会資本の効率的な整理、老朽化した施設の適切なメンテナンスが課題となっており、国土交通省は、これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園を活用したまちの活力創出の方向性等を検討する「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、平成28年5月に最終報告書をまとめました。

そこでは、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたことを背景に、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限に引き出すよう「ストック効果をより高める」、「民間との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの視点を重視すべきであると提言されました。

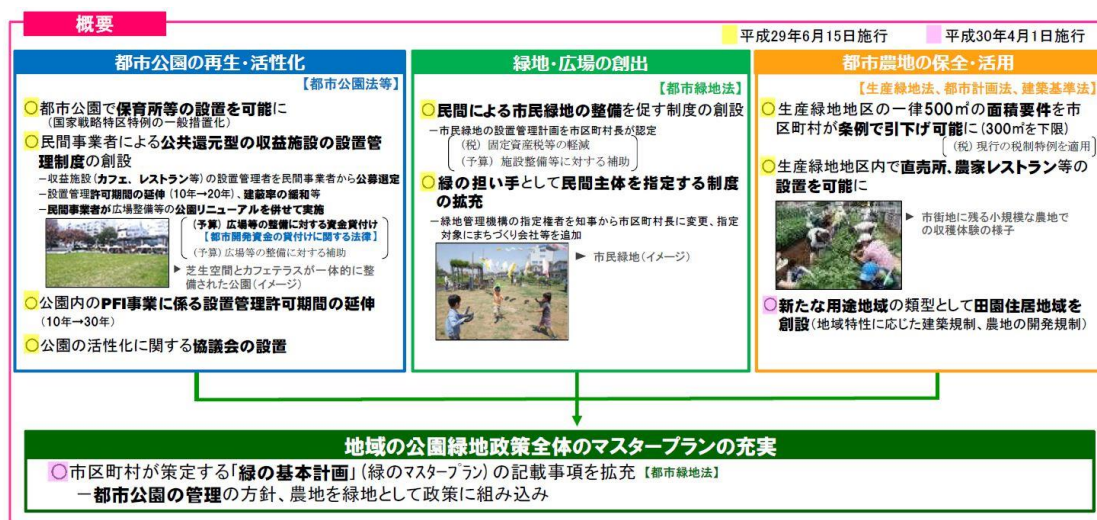


(2) 都市緑地法等の法改正による新たな制度

平成29年6月、民間活力を最大限に活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市公園の再生・活性化（都市公園法等）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法、都市計画法、建築基準法）について、新たな制度が創設されました。

まず、都市公園法においては、公募設置管理制度（Park-PFI制度）の創設をはじめ、民間活力の導入に関わる制度が拡充されました。次に、都市緑地法においては、緑の基本計画の記載事項が拡充され、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進及び都市農地の計画的な保全など、都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込むことが追加されました。そして、都市農業振興基本法において、都市農地を「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指すうえで貴重な緑地として位置付け、農地が適切に保全されることが持続可能な都市経営のために重要であるとして、都市農業振興の新たな方向性を示しています。

本市では、こうした改正を踏まえ、緑の基本計画において、公園の再編や機能向上、公園施設の適切なメンテナンスに関する方針などを示しています。



都市緑地法の一部を改定する法律の概要

出典：国土交通省

（3）開発許可に関する事項

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）」を受けて、都市計画法施行令の一部が改正され、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度について、地方公共団体が条例により現行の0.3haから、1haを超えない範囲で緩和することを可能とする制度改正が行われました（下記参照）。

①背景

良好な市街地の形成を図るため、宅地に一定の水準を確保することを目的として、開発区域の面積が「0.3ha」以上「5ha」未満の開発行為にあつては、原則として、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設置することとされている。

公園整備が一定程度進捗している地域があること、小規模な公園等の管理についての地方公共団体の負担が増加しているとの意見があること等を踏まえ、条例により、地方公共団体の判断において公園等の設置が義務付けられている開発区域の面積の最低限度の引上げを行うことを可能とする。

②政令の概要

公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の規模の最低限度について、地方公共団体が条例により現行の0.3haから1haを超えない範囲で緩和することを可能とする。

③施行日

平成28年12月26日

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

- 三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。
- イ 開発区域の面積の最低限度について、一ヘクタールを超えない範囲で行うこと。
- ロ 地方公共団体その他の者が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。

6. ガイドライン策定の考え方

(1) ガイドライン策定方針

本市の都市公園等に関する現状においては、総面積としておおむね整備されているものの、近年の人口減少や少子高齢化等に伴う社会環境の変化、さらには防災・減災への対応をはじめとした市民ニーズの多様化とともに、開発行為により設置された公園配置の偏りや遊具など施設の老朽化等への対応が求められています。

また、今後も人口減少や少子高齢化が進展するとともに、厳しい財政状況も継続することが想定されるため、こうした将来の環境変化にも対応しながら、より一層、公園の整備や維持管理に要する事業費の縮減や効率化が重要となっています。

そのため、都市公園等に関する課題を把握し、解消に向けて次の重視すべき視点を定めながら地域の特性に応じた公園の将来像を描き、この将来像をしっかりと見据えながら実現に繋げるための取組みをガイドラインとして取りまとめます。

(2) 重視すべき視点

■都市公園等のストック活用 ～「つくる」から「活用する」への転換～

- ・都市公園の量的な整備は一定の水準に達していることから、今後は、「量から質へ」、「つくるから活用するへ」と転換を図ります。
- ・既存の各公園の位置づけ、求められる役割を意識し、都市公園の効果・機能が十分に果たされるよう質の高い管理を行い、併せて、都市公園を一層柔軟に使いこなすことを意識し、積極的な広報や規制の弾力的な運用など、利活用の促進のために必要な施策を実施します。

■都市公園等の効率的かつ効果的な管理 ～適切な配置、規模、機能の管理～

- ・都市づくりの方向性である「コンパクトな拠点市街地の形成」を推進するため、地域の特性や公園の整備状況等を考慮したうえで、選択と集中によるメリハリの効いた事業展開を推進します。
- ・人員や財政上の制約がある中で、よりよい公園づくりを実現するために、効率的かつ効果的な整備、管理運営に努めます。
- ・整備については、既存公園の再整備を主とすることとし、老朽化等に伴う更新の際には、バリアフリーや住民ニーズ等を踏まえながら、質を高める整備を推進します。
- ・整備にあたっては、ライフサイクルコストを意識し、施設規模の適正化や、省エネ技術の導入などを図ります。
- ・維持管理にあたっては、予防保全の観点をふまえ、計画的な維持修繕・更新を実施し、コスト縮減に努めます。

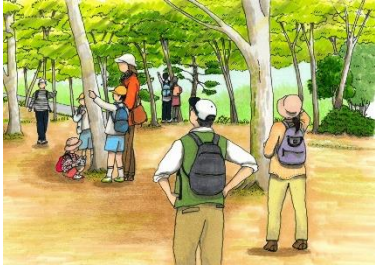
■多様なパートナーとの連携強化 ～多様な主体との連携と民間活力導入～

- ・地域住民やボランティア、地元事業者、活動団体等も含めて幅広い主体を想定し、昨今の市民協働や公民連携を踏まえ、多様な主体の参画と連携による都市公園等の活用を促進します。
- ・民間事業者などが持つノウハウや資金、迅速性、柔軟性といった強みを活かした公園整備・管理を目指します。
- ・都市公園法等で規定される指定管理者制度、設置管理許可制度、公募設置管理制度 (Park-PFI) などの制度を積極的に活用するため、民間事業者等の参画を促進するとともに、民間との連携による公園の活性化を推進します。

第3章 都市公園等の将来像

1. 都市公園等の将来像

本市は、『大牟田市緑の基本計画』を策定し、次のような緑のまちづくりを目指しています。



豊富な自然環境を保全し、人と自然が共生するまちをつくります。



緑資源を有効に活用し、魅力あふれるまちをつくります。



緑とふれあい地域で支え合うまちをつくります。

その中で、都市公園等は地域住民のふれあいの場として、暮らしに安らぎと彩りを与える緑となり、また、都市に賑わいと憩いを生む緑も構成します。これらの市民の共有財産である都市公園等の存在効果や利用効果等を十分に発揮し、「みんなではぐくむ 緑と花のまち おおむた」の基本理念の実現を目指します。

その実現にあたっては、都市が抱える諸課題を解決するだけでなく、都市公園等が持つ様々な魅力を最大限に向上させ、より快適な利用促進を図ります。

ここでは、都市公園等を4タイプに分け、各将来像を示すとともに、SDGs のゴールターゲットを設定します。

身近な公園の将来像

「市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む公園」

市民に身近な公園は、子育て世代への支援、高齢者の健康づくりや地域住民の交流の促進など、市民生活に関連した課題を解決し、生活に彩りとやすらぎを与えます。

市民が主体的に公園を育てていくことで、人と人が公園を介して生き生きとした関係を築き、地域社会におけるコミュニティが育まれます。

地域住民が身近な公園を使いながら、「こんなことしてみたい」と発案し、考え、創り、育てることを目標に、みんなの「してみたい」が実現する場所となります。



2019 (H31) .2.5 撮影

吉野小学校と地域住民による吉野さくら絆プロジェクトによる植樹（原の前公園）

大規模な公園の将来像



「おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する公園」

市内外からの多数の利用者を惹きつけるとともに、地域住民の活動拠点、新たな交流の場となる地域づくり拠点公園となります。

大牟田市を代表する延命公園、諏訪公園がおおむたの魅力さをさらに高め、活力ある地域づくりの拠点となります。



有明海沿岸道路開通など、交通アクセスの良さから、市内外から多くの来園者が集う諏訪公園

都市の自然環境を次世代に継承する公園の将来像



「環境との共生に資する公園」

緑は、ヒートアイランド現象を緩和し、多様な生物が生息する場となるなど、都市における自然環境を保全する重要な機能を持っています。

公園が良好な都市環境の維持や景観の向上に資する都市基盤として、その機能を着実に保全し、将来にわたって継承しています。



市内中心部にあって、大牟田市を代表する緑の公園として、市民に親しまれている延命公園

市民の安全・安心を支える公園の将来像



「災害や危機に強い公園」

安全安心な生活を守るため、地域に応じた防災機能を有し、全ての市民が利用しやすい公園が、各地域に整備されています。

また、災害等が発生した場合においては、避難地としての活用はもちろん、段階に応じ、臨時駐車場や被災ごみの仮置き場などに、利用されています。



総合体育館と併せ、指定避難地として活用を予定している延命公園芝生広場 (R7 完成予定)

2. 都市公園等の『配置』『種別』『施設』『運営』から見る将来像

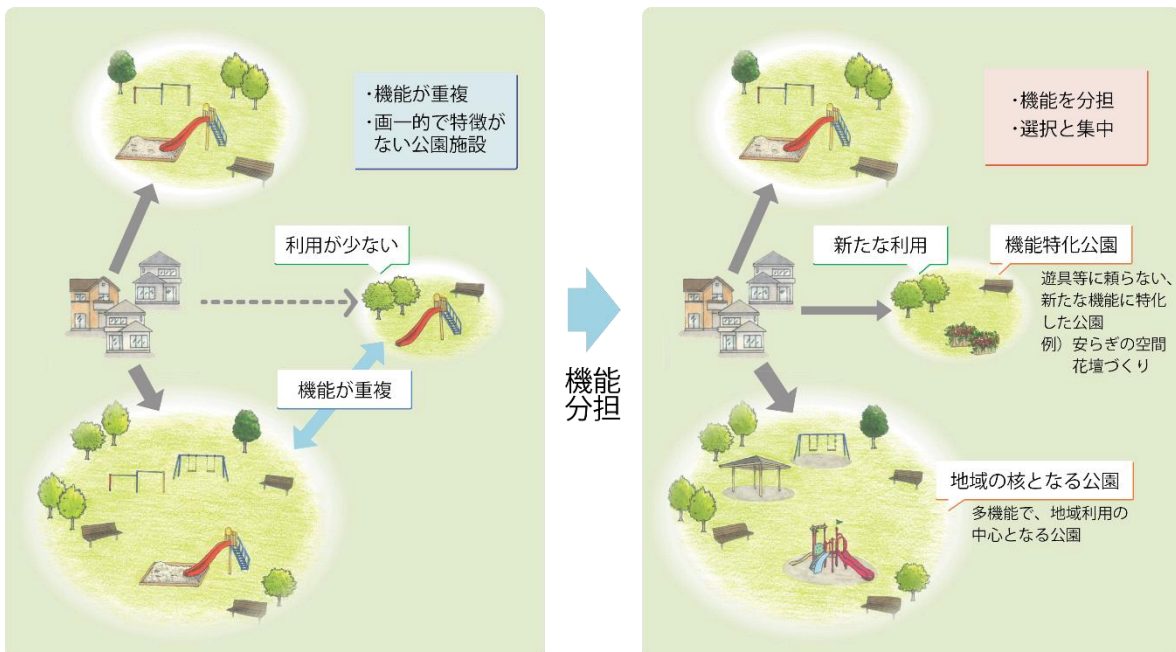
(1) 公園配置の将来像

公園の配置（位置や面積等）から見た将来像を設定します。

〈公園配置の将来像〉

- ①集約型都市構造の実現に向けて、立地適正化計画における居住誘導区域では、街区公園が充足しています。
- ②上位計画の方針や周辺部の人口、地域ニーズ等に応じて、種別ごとの公園がバランスよく配置されています。
- ③公園の誘致圏が特に重なる地域では、公園の機能が分担されているなど適正な配置になっています。

〈公園の機能分担のイメージ〉



(2) 公園種別毎の将来像

公園の種別ごとの将来像を設定します。

① 街区公園

< 基本的な位置付け >

- ・主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園
- ・誘致圏 250m 標準面積 0.25ha

< 現状 >

- ・217 箇所



高畑団地公園



三池原公園

< 街区公園の目標とする将来像 >

- ①地域の核となる 2,500 m²以上の公園は、街区公園としての標準的な機能である、「広場機能」、「レクリエーション機能」、「緑化機能」がすべて備えられています。
- ②公園の面積や周辺の公園の配置状況等に応じて、機能を特化させる等、整備内容・手法等のメリハリがついています。
- ③地域のニーズや特性、配置状況等を踏まえた機能分担が図られており、子どもからお年寄りまで誰もが、利用目的により公園を選ぶことができます。

② 近隣公園

< 基本的な位置付け >

- ・主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園
- ・誘致圏 500m 標準面積 2ha

< 現状 >

- ・4 箇所（鳥塚公園、宮浦公園、笹林公園、中友公園）



中友公園



笹林公園

〈近隣公園の目標とする将来像〉

- ①地域の核となる公園として、「広場機能」、「レクリエーション機能」、「緑化機能」が全て備わっています。
- ②広さを活かした施設（多目的広場等）があるなど、街区公園よりも幅広い利用目的に対応しています。
- ③街区公園の不足する地域では、街区公園の機能を補完しています。

③地区公園

＜基本的な位置付け＞

- ・主に徒歩圏内の住民を対象とし、スポーツ施設や休憩施設が設置される公園
- ・誘致圏 1km 標準面積 4ha

＜現状＞

- ・2箇所（手鎌北町公園、白銀川調節池公園）



手鎌北町公園



白銀川調節池公園

〈地区公園の目標とする将来像〉

- ①地区の核となる公園として、「広場機能」、「レクリエーション機能」、「緑化機能」が全て備わっています。
- ②それぞれの公園が持っている特徴・個性が活かされており、また、地域ニーズにも合っています。
- ③広さや個性を活かした施設（広場、散策路、運動施設等）が設置され、街区・近隣公園よりも、幅広い利用目的に対応しています。
- ④多目的広場等を有し、広く市民に利用される地区公園には、利用状況等に応じて必要な駐車場やトイレ等が整備されています。

④総合公園

<基本的な位置付け>

- ・ 休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に都市住民全般が総合的に利用する公園
- ・ 標準面積 10～50ha

<現状>

- ・ 2箇所（延命公園、諏訪公園）



延命公園



諏訪公園

〈総合公園の目標とする将来像〉

- ①多くの幅広い世代の市民や、市外からの利用者が訪れ、楽しむことができるような、魅力あふれる公園となっています。
- ②それぞれの公園が敷地内の施設や周辺土地利用の状況等に応じて、その公園のもつコンセプトや特徴・個性（自然・景観、健康・スポーツ、文化・芸術等）が活かされています。
- ③市内外からの利便性が高まるように、必要な規模の駐車場が整備されています。
- ④本市の緑の中核となる地域づくり拠点公園として、まちの賑わい創出とともに、高齢化社会や子育て環境の充実等に対応した多様な施設が充実し、市内外から多くの方々に利用されています。

⑤その他の公園（風致、墓園、歴史、都市緑地）

<基本的な位置付け>

- ・自然環境の保全や景観の向上に寄与し、史跡や名勝、動植物に親しむために設けられる公園

<現状>

- ・風致公園：12箇所（三池公園や黒崎公園等）
- ・墓園：2箇所（宮浦公園墓地、櫛野公園墓地）
- ・歴史公園：1箇所（宮浦石炭記念公園）
- ・都市緑地：4箇所（中島緑地、一部橋公園、勝立工業団地緑地、鳥塚緑地）



甘木公園（風致公園）



櫛野公園墓地（墓園）



宮浦石炭記念公園（歴史公園）



鳥塚緑地（都市緑地）

<その他の公園の目標とする将来像>

- ①都市の自然環境の保全や良好な景観を形成しながら、公園ごとの規模や機能に応じて利用されています。
- ②周辺環境を活かした様々な施設が配置され、求められる機能が備わっています。

(3) 公園施設の将来像

公園施設から見た将来像を設定します。

〈公園施設の将来像〉

- ①公園の種類や規模、周辺の状況や利用に応じた施設が設置され、維持管理に大きな負担とならない適切な施設総量となっています。
- ②施設の更新や維持管理が計画的に行われ、安全性や快適性が確保されています。
- ③バリアフリーに配慮した、誰もが使いやすい公園となっています。
- ④災害時には、多くの公園が避難地や駐車場、災害ゴミ置き場として活用されています。



2011 (H23) 年度整備

樋口公園 (バリアフリー対応済)



2010 (H22) 年度整備

小浜公園 (バリアフリー対応済)

(4) 公園運営の将来像

公園の運営から見た将来像を設定します。

〈公園の運営の将来像〉

- ①地域住民や公園ボランティア、事業者、市民活動団体などの多様な主体が公園の運営管理に関わることができる仕組みができています。
- ②管理・活用の様々な場面で多くの市民等が参画し、みんなが愛着を持てる公園づくりを進めています。
- ③民間事業者の資金等を活用することで、公園管理の財政負担を軽減しつつ、民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園のサービスレベルが向上します。



2020 (R2) .6月撮影

みんなの公園サポーター制度の活動



2021 (R3) .3月撮影

みんなの公園サポーター制度の活動

第4章 将来像実現に向けた取組み

第3章で掲げた将来像を実現するための取組みを本章で示します。下表は、それを一覧表にしたものです。

都市公園等の将来像	都市公園等の『配置』『種別』『施設』『運営』から見る将来像	将来像実現に向けた取組み
<p>身近な公園の将来像</p> <p>市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む公園</p>	<p>1. 公園配置の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域における街区公園の充足 ・種別ごとの公園の適正な配置 ・公園機能分担による適正な配置 	<p>(1) 新規公園の整備 [P. 24～26]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規公園の整備について ②長期未着手や一部未供用の都市計画決定公園の見直し ③開発許可制度の基準緩和 <p>(2) 既存公園の再整備 [P. 27～28]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ストック再編 ②機能改善
<p>大規模な公園の将来像</p> <p>おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する公園</p>	<p>2. 公園種別毎の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 街区公園 <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な機能の確保と配置状況等に応じたメリハリのある整備 (2) 近隣公園 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の核となる公園としての機能の確保 (3) 地区公園 <ul style="list-style-type: none"> ・地区の核となる公園としての機能の確保 (4) 総合公園 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の緑の中核となる地域づくり拠点公園としての施設の充実 (5) その他の公園 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全や良好な景観形成に寄与する公園の利用 	<p>公園の機能分担・特化等による効果的な整備 [P. 29]</p> <p>広い面積を活かした施設や幅広い対象年齢の遊具施設の整備 [P. 29]</p> <p>テニスコートやグラウンド等の適正な管理と駐車場の増設等 [P. 30]</p> <p>延命公園と諏訪公園の整備 [P. 30～31]</p> <p>風致、墓園、歴史、都市緑地の適切な施設整備や効率的な維持管理 [P. 31]</p>
<p>都市の自然環境を次世代に継承する公園の将来像</p> <p>環境との共生に資する公園</p>	<p>3. 公園施設の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な施設総量 ・計画的な施設の更新や維持管理 ・バリアフリーに配慮した整備 ・災害時の活用 	<p>(1) 公園施設の見直し [P. 32～33]</p> <p>(2) 公園施設の適切な維持管理 [P. 33]</p> <p>(3) 公園樹木の適切な維持管理 [P. 34]</p>
<p>市民の安全・安心を支える公園の将来像</p> <p>災害や危機に強い公園</p>	<p>4. 公園運営の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる公園の運営管理 ・みんなが愛着を持てる公園づくり ・民間の創意工夫によるサービスレベルの向上 	<p>(1) 市民との協働による公園の管理運営 [P. 35]</p> <p>(2) 積極的な情報発信 [P. 35]</p> <p>(3) パークマネジメントの推進 [P. 36]</p>

1. 都市公園等の『配置』に関する取組み

(1) 新規公園の整備

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

①新規公園の整備について

〈方針〉

公園の新規整備は、人口動態やまちづくりに関する方針、周辺における公園の整備状況などを踏まえ必要性を十分調査、検討したうえで実施します。

公園を新規整備する際は「地域に必要な公園機能」を一通り確保できる最低面積として、概ね 1,000 m²以上を確保するよう努めます。また、あらゆる世代の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入を進め、利用者のニーズに応じた施設の検討を行います。

(不足地域への公園整備)

- ・市内の公園の充足度を誘致距離の考え方で整理すると、南部地区に公園誘致圏の空白範囲が存在します。
- ・均衡ある都市環境が形成されるように、緑地等の配置に配慮します。
- ・都市計画マスタープランや立地適正化計画などの上位計画を踏まえた整備に努めます。
- ・公園のみならず、周辺施設（学校グラウンドや公民館、運動広場などの代替施設）の配置状況等を総合的に勘案して、整備計画を進めます。

②長期未着手や一部未供用の都市計画決定公園の見直し

〈方針〉

都市計画決定から 50 年以上も未着手の公園や、一部未供用の公園、公園墓地等が存在します。これら都市計画決定公園等については、決定に至る経緯や背景を踏まえ、今日に至る社会情勢の変化、あるいは将来への見通しなどを考慮するとともに、地域の実情に基づく必要性や代替機能の確保等を慎重に見極めながら見直しを検討します。

長期未着手公園及び一部未供用の公園を下記に示します。

■長期未着手公園

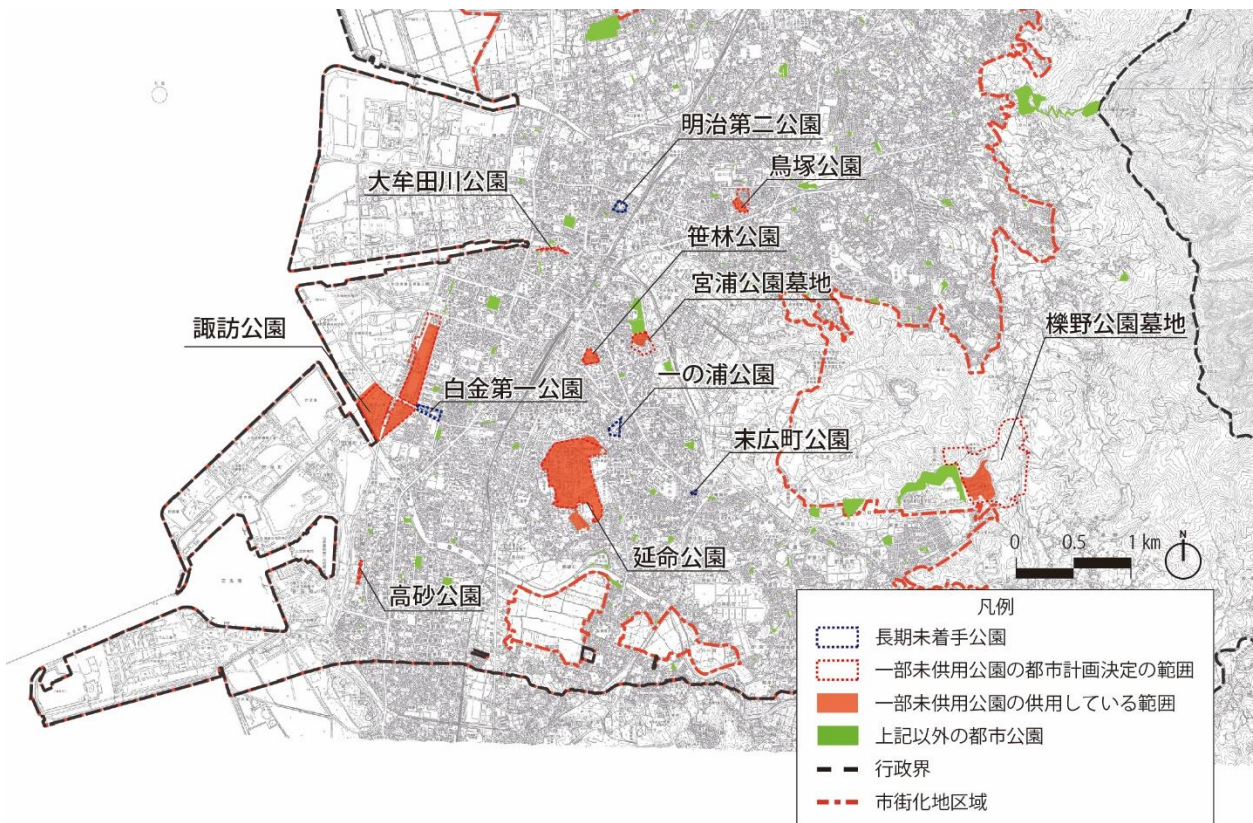
公園種別	公園番号	公園名	面積	計画決定
近隣	3・3・9004	白金第一公園	1.00ha	S36.7.21
街区	2・2・9004	一の浦公園	0.94ha	S23.9.10
街区	2・2・9019	明治第二公園	0.87ha	S23.9.10
街区	2・2・9023	末広町公園	0.12ha	S53.8.8

(R3.3.31 公園調書より)

■一部未供用公園

公園種別	公園番号	公園名	供用面積	決定面積	計画決定
総合	5・5・9001	延命公園	16.50ha	17.30ha	S23.9.10
総合	5・5・9002	諏訪公園	21.35ha	22.40ha	S23.9.10
近隣	3・3・9001	鳥塚公園	0.90ha	2.50ha	S23.9.10
近隣	3・3・9003	笹林公園	1.30ha	1.80ha	S23.9.10
街区	2・2・9009	高砂公園	0.33ha	0.43ha	S23.9.10
街区	2・2・9014	大牟田川公園	0.38ha	0.39ha	S30.2.5
墓園	9001	宮浦公園墓地	0.85ha	2.21ha	S31.1.27
			0.60ha		
墓園	9002	櫛野公園墓地	10.90ha	30.20ha	S57.12.23
			9.23ha		

■ は貸出し墓域を除いた面積
(R3.3.31 公園調書より)



長期未着手公園及び一部未供用公園の位置図

③開発許可制度の基準緩和

〈方針〉

本市における、開発許可制度に基づき設置された公園については、一部を除き各地域において一定程度整備され概ね充足している状況にあります。しかしながら、その設置基準の硬直的な運用から、一部地域において配置的な偏りや施設が画一的で特徴がないなどの弊害も生まれています。

そのため、今後においては、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積規模の最低限度の緩和や周辺における公園の配置状況等に応じた設置の有無、あるいは公園施設の合理的な整備など地域の特性に応じた運用を図ることとします。

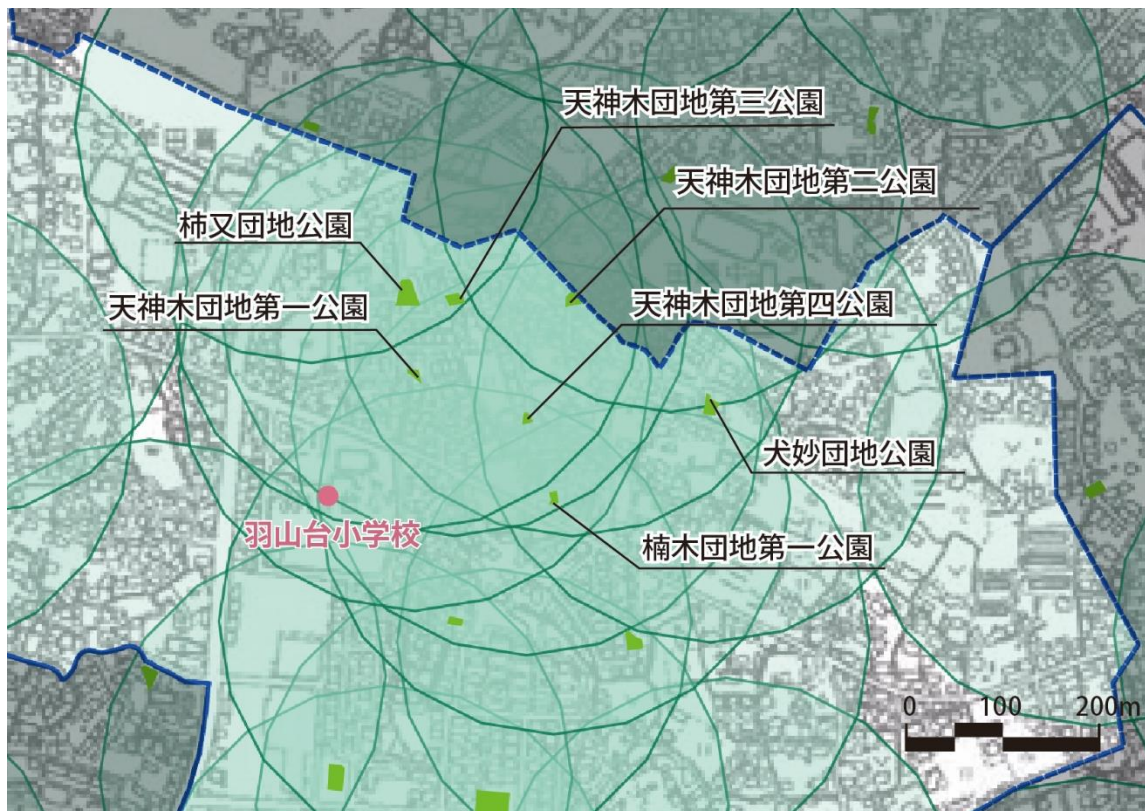
■画一的で特徴がない公園施設の例



天神木団地第四公園



楠木団地第一公園



公園の配置に偏りがある地区

(2) 既存公園の再整備

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む
 おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する
 環境との共生に資する
 災害や危機に強い

①ストック再編

〈方針〉

小規模な公園については、地域ニーズや特性、公園の配置状況等を踏まえ、公園機能の分担・特化による見直しや、再編（統合や公園以外の活用）等を検討します。

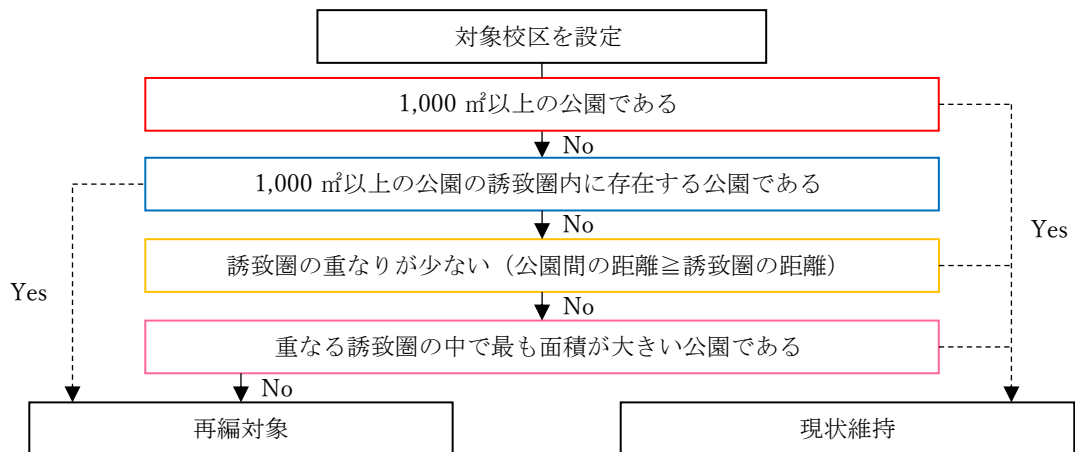
また、新たな公共施設の整備やまちづくりに伴う公園の整備などについても、周辺の既存公園との機能分担や代替え機能の確保などを考慮しながら再編の観点からも検討します。

ストックの再編にあたっては、廃止となる公園用地の活用方法や既存公園の再整備等に要する事業費が課題となることから、地域住民の意見や、費用対効果なども含めて、慎重に検討します。

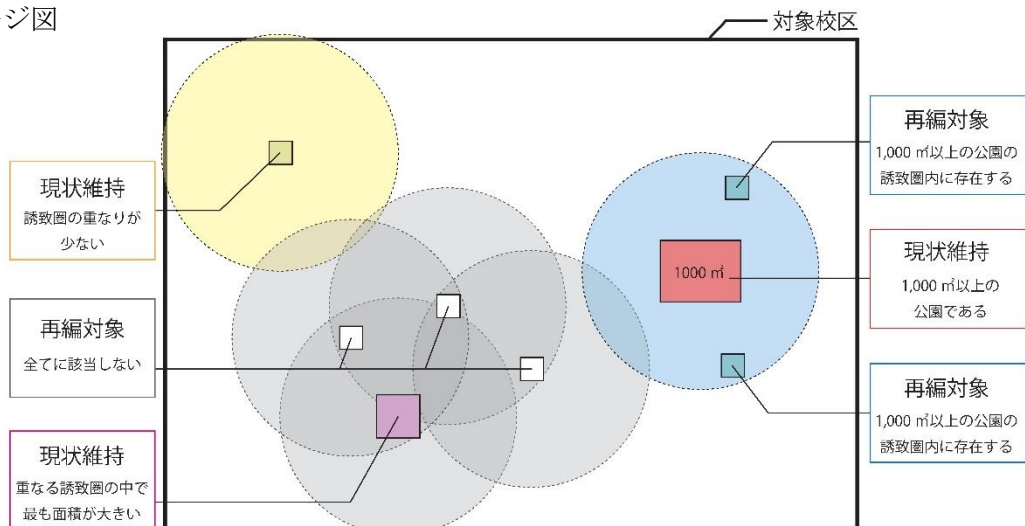
公園の配置状況を検証し、地域ニーズに応じた公園にするとともに管理しやすく質の高い公園にすることを目標にストック再編を検討します。また、ストック再編には、様々な要素が関わるため、地域住民の意見や事業費の課題等を考慮しながら慎重に検討する必要があります。

ストック再編の考え方としては、「機能の再編」と「立地の再編」があります。ここでは、「機能の再編」の考え方について整理します。大きな流れとして、対象公園を選定し、機能再編の方向性を定める方法があります。参考フロー図を以下に示します。

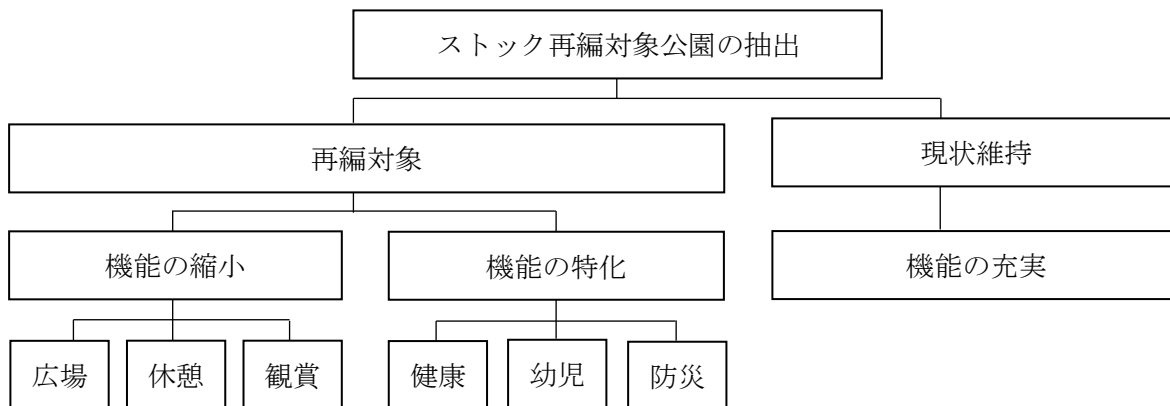
■ストックの再編対象公園抽出フロー（例）



イメージ図



■機能の再編のフロー（例）



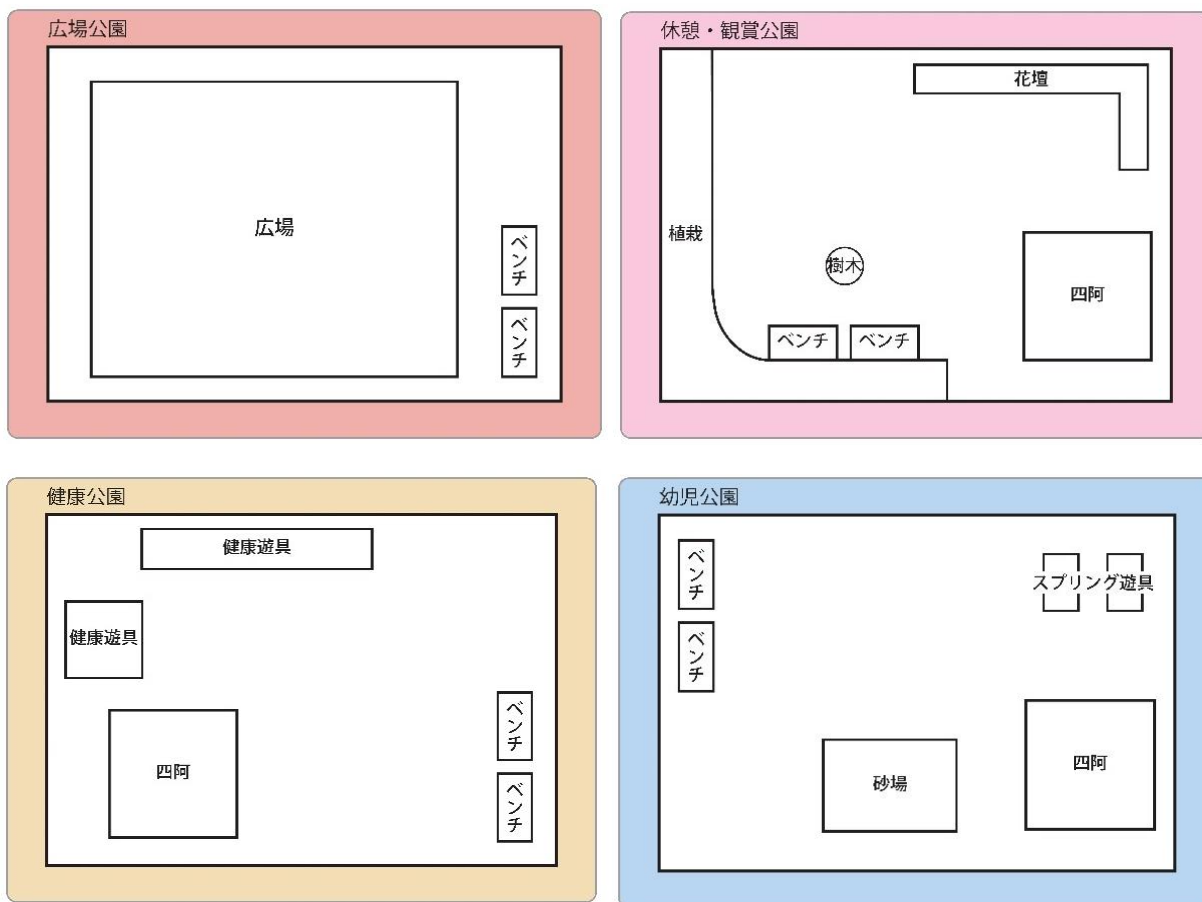
②機能改善

〈方針〉

整備後、長期間が経過した公園施設については、子育てしやすい環境づくりや生きがい・健康づくり等多様な世代のニーズに合わせた再整備を必要に応じて検討します。

公園の再編を行ううえで、公園の持つ様々な機能を整理し、特化・改善を行うイメージ（例）を以下に示します。

■機能の改善のイメージ（例）



2. 都市公園等の『種別』に関する取り組み

(1) 街区公園

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

- ①1,000 m²以上の公園において、「地域に必要な公園機能」を充足していない場合は、その整備に努めます。
- ②街区公園を「地域の核となる公園」「機能を特化した公園」「その他の街区公園」に分類し、機能分担を行うことでメリハリをつけながら、効果的な整備を進めます。
- ③狭小公園しかない地域では、近接する複数の公園で、機能を分担し合うことで、「地域の核となる公園」に相当する機能の確保を目指します。
- ④その他の街区公園は、基本的に現状ある公園機能を維持します。

■地域に必要な公園機能のイメージ

地域に必要な公園機能	基本的に必要な施設
①環境保全	植栽などの緑
②景観形成	
③コミュニティ形成	広場、及びベンチ等の休養施設 (地域住民の交流の場となる施設)
④レクリエーション	遊具、及び広場 (地域の子どもの外遊びや地域行事の場となる施設)
⑤防災	広場 (一時避難場所)

(2) 近隣公園 (鳥塚公園、宮浦公園、笹林公園、中友公園)

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

- ①「地域に必要な公園機能」を充足していない場合は、その整備に努めます。
- ②近隣公園には、特に下記の施設整備を重視します。
 - ・ソフトボールなどのスポーツ利用や、祭りなどの地域のイベントの実施が可能な大型広場等の広い面積を活かした施設
 - ・街区公園よりも幅広い対象年齢の遊具施設

中友公園などの一定規模を持つ公園は、必要に応じ長寿命化計画に位置付け、施設の再編と併せ、効率のかつ適正な維持管理に努めます。また、利用者が多い公園に関しては適切な規模の駐車場の整備を検討します。

駅や市庁舎に近接する笹林公園は、市庁舎の整備をふまえ、必要に応じ機能移転の候補施設として検討します。

(3) 地区公園（手鎌北町公園、白銀川調節池公園）

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

- ①「地区に必要な公園機能」を充足していない場合は、その整備に努めます。
- ②街区・近隣公園よりも幅広い利用目的に対応する施設を特に重視します。
- ③各公園の特徴や個性を踏まえたうえで、施設の整備を検討します。

地区公園は、他公園よりもテニスコートやグラウンド等の施設利用が多いため、より適切な管理を行い、利用の促進に努めます。

手鎌北町公園や、白銀川調節池公園などの一定の規模を持つ公園は、必要に応じ公園施設長寿命化計画に位置付け、施設の再編と併せ、老朽化対策を図ります。また、周辺道路の安全性を確保するため、駐車場の増設等を検討します。

(4) 総合公園（延命公園、諏訪公園）

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

まちなかの緑の拠点である延命公園と諏訪公園は、インクルーシブの視点を踏まえた整備を検討し、市民ニーズに応じた更なる魅力向上のため、多彩な樹木や花壇等により四季折々の美しい景観づくりを一層推進するとともに、各公園が有する特徴を大切に守り育て、積極的に情報発信します。

①延命公園

本市の中心部である延命公園周辺地区において、持続可能な都市構造への再編を図るため、（仮称）総合体育館の整備に併せ、延命公園内に観光、レクリエーション、健康、スポーツ、交流、防災機能を集約整備するとともに、安全性向上等に向けた周辺の道路環境を改善します。

具体的には、延命公園基本計画に基づき、自然豊かなエリアについては、その環境を守りつつ公園内の園路のバリアフリー化や管理用通路の改修、案内サインの整備、広場整備を行います。また、防災拠点としての機能充実を図るため、市民体育館跡地へ広場機能や防災機能等を兼ね備えた公園整備を行います。

さらに、公園の魅力向上を図るため、総合体育館や動物園との連携を踏まえた公園の管理運営体制を検討します。



延命公園 基本計画図

②諏訪公園

多くの市民が訪れ、ピクニック感覚で楽しめる大型遊具等の遊戯施設を設置したレクリエーションゾーンと、健康増進・運動不足解消に最適なスポーツ休養ゾーン、様々なイベントで利用できる文化交流ゾーンの3つについて、幅広い利用目的に対応する場として魅力向上に努めます。

また、交通利便性が良好な立地環境を活かし、市内に関わらず、広く利用されるように、適正な規模の駐車場を整備し、安全・快適な運営を図ります。



諏訪公園

(5) その他の公園（風致、墓園、歴史、都市緑地）

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

- ① 風致公園、歴史公園については、公園ごとの特性を活かした利用を図るための整備内容や手法を検討し、適切な施設整備や効率的な維持管理に努めます。
- ② 墓園については、市民ニーズを捉えながら整備を検討するとともに適切な維持管理に努めます。
- ③ 都市緑地については、緑の保全等のため、基本的に機能再編は行わず、適切な維持管理に努めます。

3. 都市公園等の『施設』に関する取組み

(1) 公園施設の見直し

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え地域に愛され、みんなで育む おもむの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

公園施設の適正化は、更新費だけではなく維持管理費の低減にも寄与するような視点で見直しを検討します。

公園の種類、規模や周辺の状況、利用頻度などから、費用対効果に見合う施設となっているかを検討し、施設撤去などによる公園施設総量のコントロールや、必要性に応じた配置の見直し等を進めます。

①遊具の適正管理

- 1) 日常的な点検を行う等、公園利用者が安心して利用できるよう適切な維持管理を行います。
- 2) 老朽化した遊具や近隣の公園と重複している等の遊具は、利用者のニーズや将来の安全性、維持に掛るコスト等を考慮したうえで見直しを検討します。
- 3) 新規遊具を設置する際は、誰もが使いやすく楽しめる遊具を選定し、安全に使用できるよう適切な管理を行います。



リニューアルした大型遊具（諏訪公園）



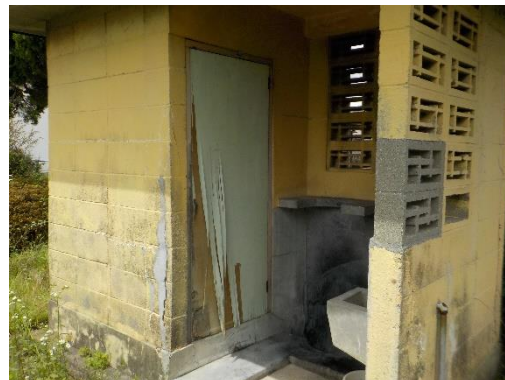
遊具の点検状況（甘木公園）

②便益施設の適正化

- 1) 街区公園等の小規模な公園のトイレ・水飲み等の便益施設は、更新時に利用状況や周辺地域の実態把握を行い、利用の少ないものは廃止を前提に検討します。
- 2) 街区公園以外の公園の便益施設は、利用状況や配置等を考慮したうえで、必要に応じてその数や配置の適正化を図ります。

本市の公園におけるトイレの棟数

	トイレ棟数
街区公園	29 棟
街区公園以外	37 棟
合計	66 棟



老朽化し利用の少ないトイレ

③バリアフリー化等

- 1) 公園の整備や更新にあたっては、「大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等の基準に適合させます。
- 2) バリアフリーについては、老朽化による更新時など、長寿命化計画に基づいて進めていきます。

④公園の防災機能

- 1) 指定避難地となる都市公園の防災機能を維持するため、本市の「地域強靱化計画」に基づき、適正な維持管理や必要となる施設の更新、改築を行います。
- 2) 指定避難地となる20箇所の公園や、災害時に駐車場や災害ごみ置き場等として活用可能な公園については、必要な施設整備や老朽化対策を行うことで、防災機能を確保します。
- 3) 延命公園については、(仮称)総合体育館建設と併せ、再整備する際には、避難地、避難所機能を備えた中核的な防災拠点として必要な施設整備や機能向上を図ります。



手鎌北町公園 (令和2年7月豪雨災害)



白銀川調節池公園 (令和2年7月豪雨災害)

(2) 公園施設の適切な維持管理

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

機能分担や施設の適正化などの考え方を、長寿命化計画に反映させ、施設の整備や維持管理を、さらに、効果的、効率的に進めます。

現在、公園施設長寿命化計画に設定している3公園以外の公園についても、対象公園・施設を抽出することで、計画的な施設管理を行っていきます。

※公園施設長寿命化計画は、定期的な修繕・補修を行うことにより、使用見込み期間における総合的な費用の縮減を行うものです。

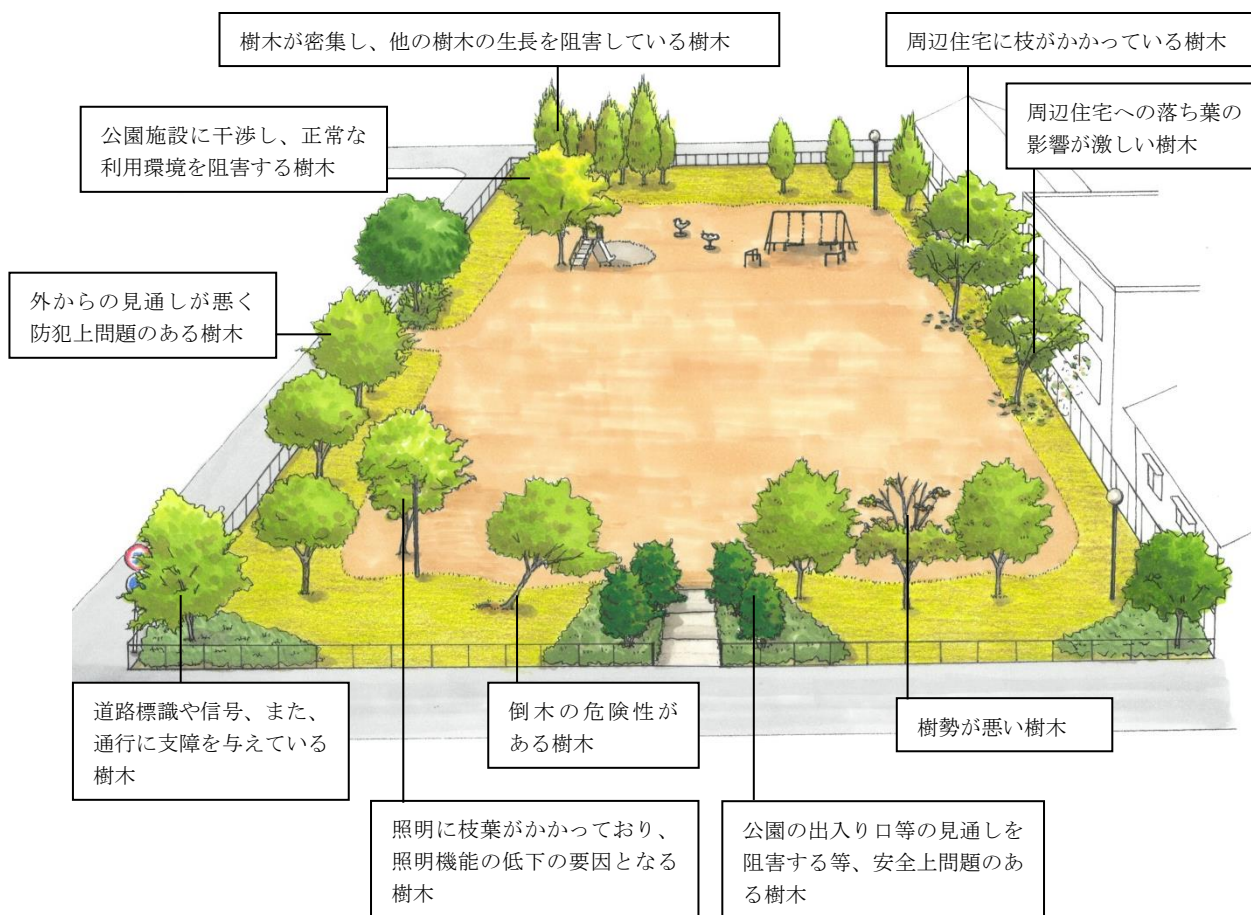
(3) 公園樹木の適切な維持管理

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む
おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する
環境との共生に資する
災害や危機に強い

〈方針〉

- ①公園の種類や地域特性を踏まえ、景観に配慮した育成管理を行いながら、公園の魅力向上に努めます。
- ②剪定や植え替え等を適切に行うことにより、安全・安心性を確保します。
- ③良好な都市環境に配慮しながら、公園樹木の管理数量や配置の見直し、樹種の選定等を行い、管理コストの削減を図ります。

<見直しの対象となる樹木の例>



4. 都市公園等の『運営』に関する取り組み

(1) 市民との協働による公園の管理運営

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

- ①公園愛護会や校区まちづくり協議会等の組織との連携を高め、身近な公園がより一層地域に親しまれるものとなるよう、地域と協働で行う管理活動の推進を支援します。
- ②地域住民との協働による公園利用等のルールづくりや、公園管理を進め、地域のニーズに合わせた柔軟な公園利用の促進を図ります。
- ③地域住民の交流や高齢者の生きがいがづくりが期待できる公園内での緑化活動を支援します。



2020 (R2) .7月撮影

公園愛護会の活動



2021 (R3) .3月撮影

みんなの公園サポーターの活動

(2) 積極的な情報発信

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

公園の紹介、公園ボランティアの活動等について、市の広報誌やホームページ・SNS等、多様な手段を活用し、花や緑等に関する情報発信に努めます。

「かわいい遊具マップ」や「大牟田市桜マップ」等、本市の緑の魅力を発信するツールを拡充します。



広報おおむた



大牟田市ホームページ



ジャー坊公式 Twitter

(3) パークマネジメントの推進

対応する将来像： 市民の豊かな生活を支え、地域に愛され、みんなで育む おおむたの魅力を高め、活力ある地域づくりに資する 環境との共生に資する 災害や危機に強い

〈方針〉

地域づくり拠点公園を対象に、各々の公園のニーズや民間との連携の可能性等を把握し、その公園の特性を踏まえて、官民連携によるパークマネジメントを推進していきます。

推進にあたっては、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等、企業等の民間活力を活用し、多様な主体との連携を図りながら公園管理の財政負担を軽減しつつ、賑わい創出につながる取組みを行います。

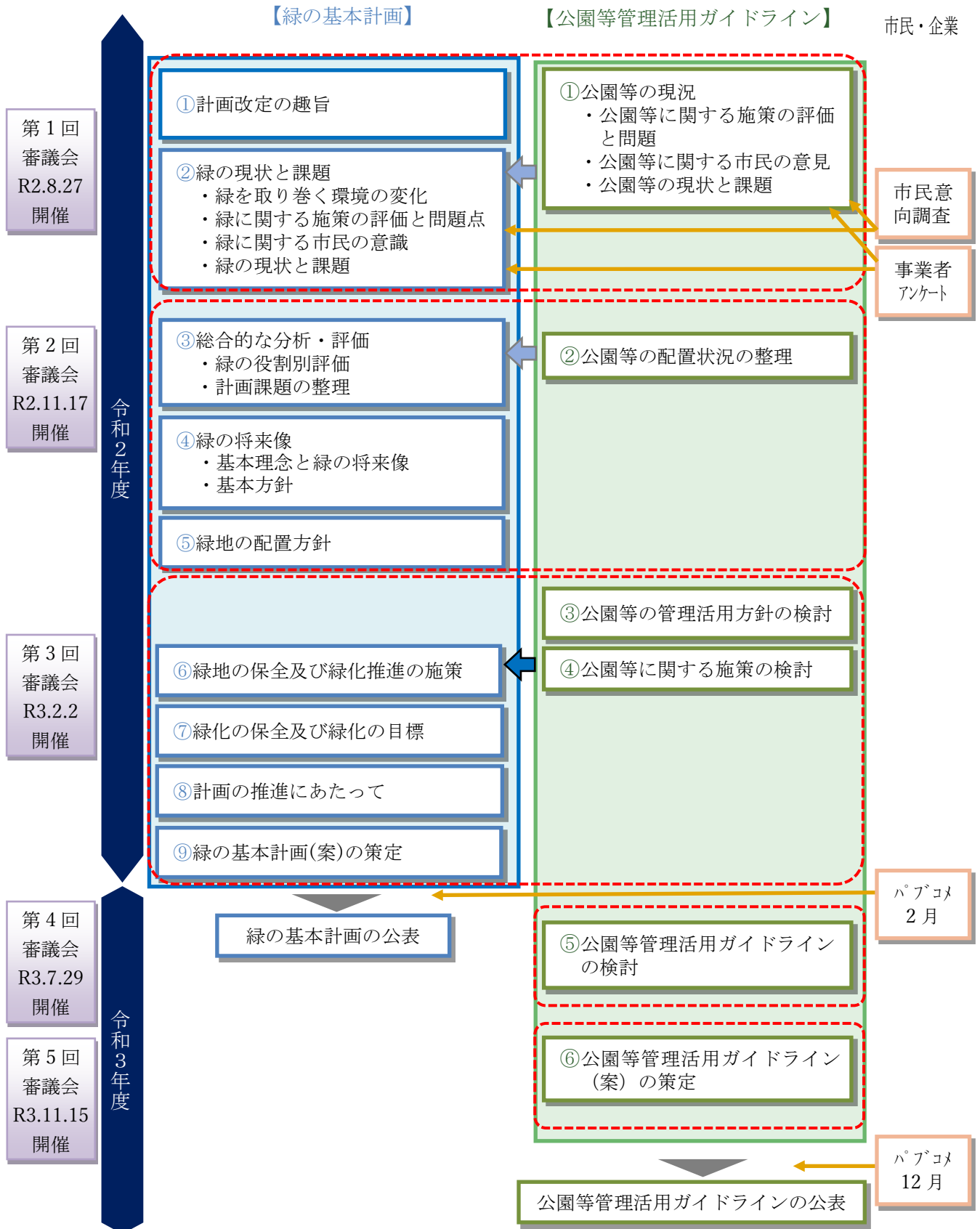


諏訪公園指定管理者の取組み
(オーバーシード工法の採用)

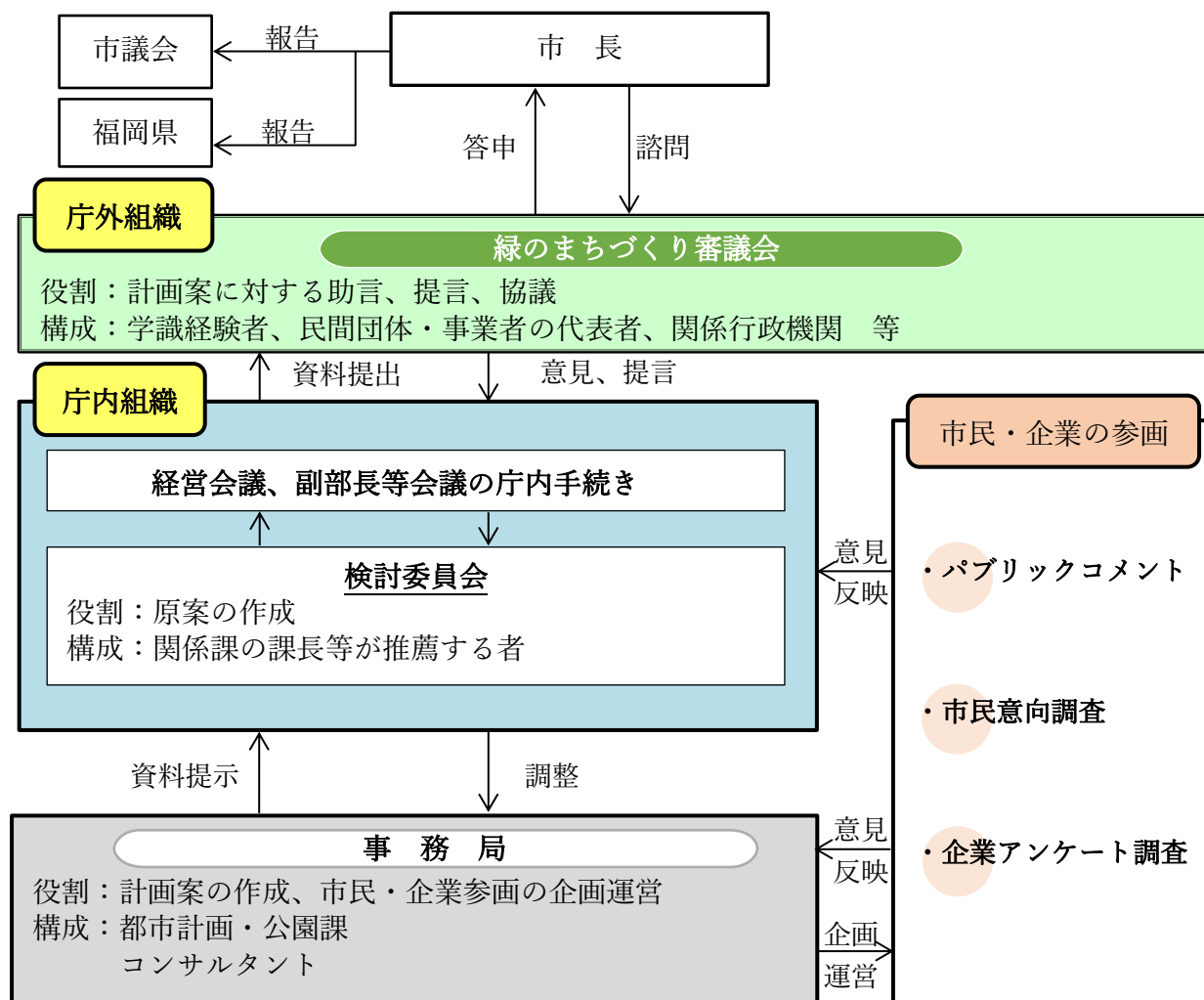


勝山公園（Park-PFI の事例）
出典：北九州市 HP

1. 計画の策定スケジュール



2. 計画の策定体制



3. 計画の策定経緯

	策定の経過	審議会	経営会議 副部長等会議	検討委員会	市民意向把握
令和2年度	経営会議		4/28		
	市民アンケート				6/10～6/26
	第1回検討委員会			6/4	
	第2回検討委員会 (書面開催)			7/13	
	経営会議		8/11		
	第1回審議会	8/27			
	第3回検討委員会			9/30	
	経営会議		10/27		
	第2回審議会	11/17			
	第4回検討委員会			12/9	
	調整監等会議		1/14		
令和3年度	第3回審議会	2/2			
	第4回審議会	7/29			
	第5回審議会	11/15			
	パブリックコメント				12/8～1/14

■緑のまちづくり審議会



4. 各委員名簿

(1) 緑のまちづくり審議会

種別	分野	氏名	所属
経験者 学識者	農学	包清 博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
	都市計画	加藤 浩司	有明工業高等専門学校創造工学科 准教授
民間 団体等	環境	野中美 弥子	大牟田生物愛好会
	農業	古賀 正廣	大牟田市農業委員会 会長
	商工業	山科 敏彦	大牟田商工会議所 総務課長
	地域コミュニティ	田中 博仁	大牟田市校区コミュニティ連絡協議会
	ボランティア団体	三原くみこ	道守おおむたネットワーク 代表
	子育て	堺 婦小与	子育てふれあい広場れもんぐらす 代表
福祉	平川 聖子	大牟田市社会福祉協議会 事務局次長	
行政	行政	中西 政人	福岡県建築都市部 公園街路課長

会長・・・包清 博之

副会長・・・加藤 浩司

(2) 大牟田市緑の基本計画改定及び大牟田市公園等管理活用ガイドライン策定検討委員会

課名・職名	
委員長	都市計画・公園課長
副委員長	都市計画・公園課
企画総務部	総合政策課
	公共施設マネジメント推進課
市民協働部	地域コミュニティ推進課
	生涯学習課
	スポーツ推進室
産業経済部	産業振興課
	観光おもてなし課
	農林水産課
都市整備部	土木管理課
	土木建設課
	建築住宅課
	防災対策室
環境部 環境保全課	
健康福祉推進室 福祉課	
子ども未来室 子ども育成課	
企業局 経営企画課	
教育委員会 学校教育課指導室	

5. 大牟田市の代表的な公園

黒崎公園



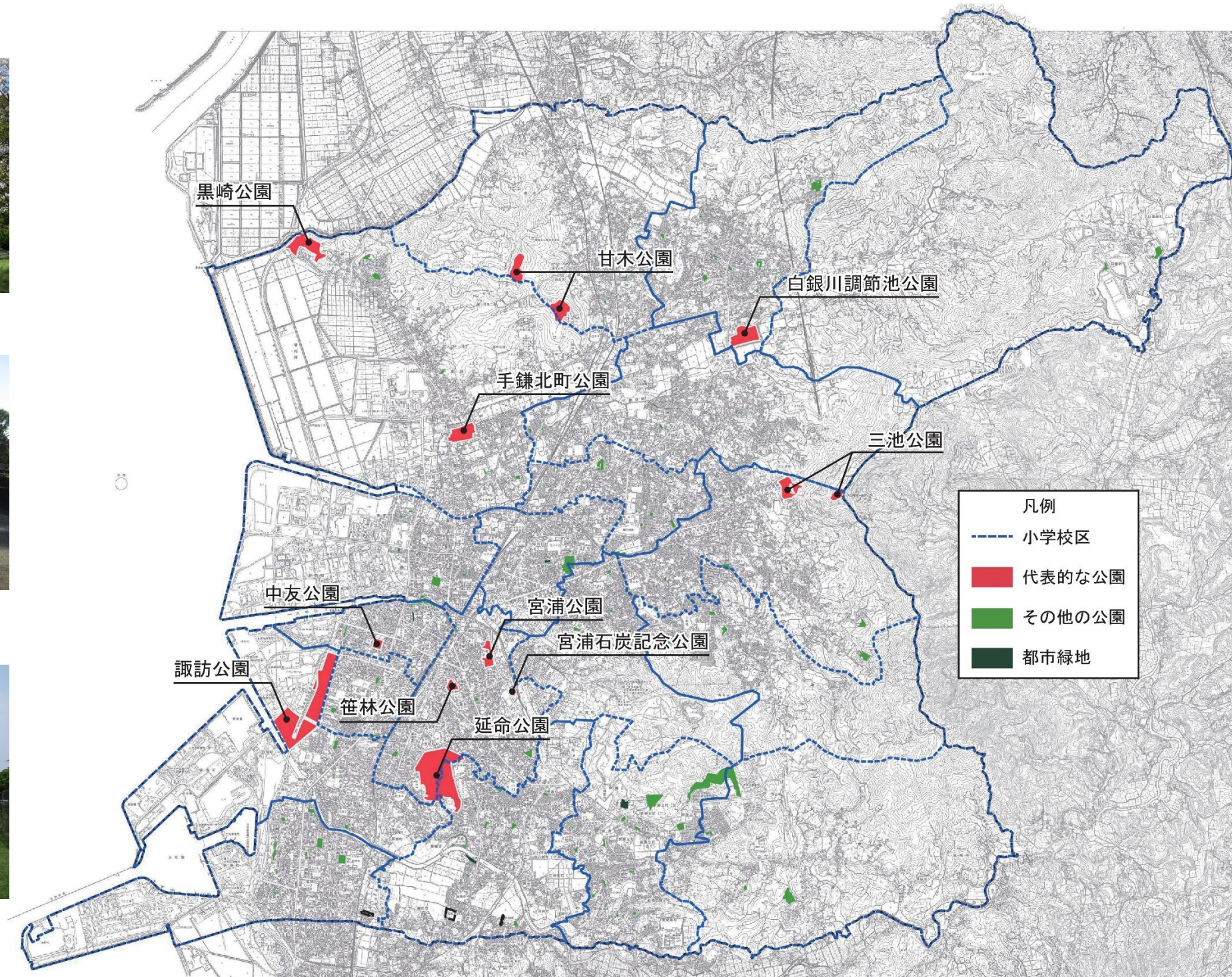
手鎌北町公園



中友公園



諏訪公園



笹林公園



延命公園



宮浦石炭記念公園



宮浦公園



甘木公園



白銀川調節池公園



三池公園



6. 用語集

ア行

インクルーシブ

「インクルーシブ」とは、「包み込むような」という意味を持つ言葉で、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す。

この誰をも排除しないインクルーシブの考え方が今後の公園のあり方として注目されている。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の国際目標。

本市は2019（令和元）年7月に「SDGs未来都市」に選定され、様々な取組みを行っている。

オーバーシード工法

冬場に地上部が枯れてしまう暖地型芝草（夏芝）の芝生に、冬季でも枯れることのない寒冷地型芝草（冬芝）の種子を蒔き、一年中緑の芝生を維持する手法。

オープンスペース

公園や広場、河川、農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

カ行

街区公園

都市公園法の公園種別のひとつで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園。誘致距離250m（参考値）、1箇所あたり面積0.25haを基準として配置する公園。

環境基本計画

地球的規模での環境問題や日常生活や事業活動に起因する都市・生活型公害等が顕在化している今日の状態を受け、環境への負担の少ない循環型社会を実現し、美しく快適な地域環境をつくり、それを将来の世代へ引き継いでいくこと等を目的として、施策展開や市民・企業の取組み促進を図るための計画。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

近隣公園

都市公園法の公園種別のひとつで、近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から高齢者まですべての年齢層に利用される。また、ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上もっとも基本的な公園であり、公園施設としては、運動広場を中心とする動的レクリエーションのための施設の他に休養、散策時の静的レクリエーション施設が配置される。誘致距離500m（参考値）を対象範囲とし、1近隣住区あたり1箇所を目標に面積2haを標準として配置する公園。

公園施設長寿命化計画

公園利用者の安全性の確保及びライフサイ

クルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕（改築）や計画的な長寿命化対策など、予防的管理による計画的な改築等に係る取組みを推進することを目的に策定するもの。

国土交通省が平成24年に作成した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成30年改定）に沿って、本市では平成26年3月に延命公園、諏訪公園、手鎌北町公園において当該計画を策定している。

公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

サ行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

植栽

植物を人為的に植え育てること。植栽を行うことにより、遮蔽、仕切り、緑陰、防音、防風、防火、景観等の効果が得られる。

ストック再編

ストック（蓄積）とは、これまで整備してきた公園のことであり、本市では244箇所（令和2年度末）のストックがある。公園は、周辺環境の変化やニーズの変化等により、整備当初に想定されていた効果を十分に発揮できない場合もある。ストック再編とは、地域のニーズを

踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、都市公園の機能や配置の再編を図ることである。

生産緑地法

市街化区域内の農地の保全により、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする法律。

総合計画（第6次大牟田市総合計画）

本市のあらゆる分野を対象として総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針であり、長期的な展望に基づき、目指す都市像を掲げ、その目指す都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示したまちづくり総合プランと、そのプランに掲げる施策を実現するために実施する事業を示したアクションプログラムで構成する。計画期間は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間である。

総合公園

都市公園法の公園種別のひとつで、都市市民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを基本に配置する公園。

タ行

地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会のこと。

地域づくり拠点公園

地方のシンボルや観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した公園。

地域防災計画（大牟田市地域防災計画）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力を

あげて災害の発生を防止し、更に応急的援助を行う等、被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめた計画。

地区公園

都市公園法の公園種別のひとつで、近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区を配置の基礎単位とする。また、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園であり、誘致距離1,000m(参考値)の範囲内で面積4haを標準として配置する公園。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けべき土地の区域。

都市計画決定公園

都市公園のうち、都市計画決定している公園。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市計画マスタープラン

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村が都市計画法に基づいて策定する、都市の将来像とその実現方策を体系的・総合的に示す基本的な計画。

都市公園

都市公園法に定められた公園又は公園緑地のことであり、国又は地方公共団体が設置するもので、都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

都市公園法

都市公園の設置・監理基準等に係る規定を定めることで、公共オープンスペースとしての都市公園を確保し、その健全な発達・公共の福祉の増進を図り、これからのまちづくりに対応した都市公園等のあり方や都市公園のストックを用いた活力創出の方向性等について検討することを目的とした法律。

都市緑地

都市公園法の公園種別のひとつで、都市の自然的環境の保全、改善及び都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法やその他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

ハ行

バリアフリー

身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じるハンディキャップがない状況。バリアには、「物理的」、「心理的」、「社会的」、「文化・情報面」の四つがあり、ハード・ソフト両面における施策が重要とされる。都市づくりにおいては、段差の解消、手すりの設置等物理的な障害の解消を目指すことをいう。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に被われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。

避難地

災害時における避難のための集結場所、消防救護活動の拠点等になる場所で、地域防災計画において、小学校・中学校のグラウンド及び公園等の空地で、概ね 3,000 m²以上の場所のなかで、土砂災害等の危険性や液状化・津波・火災の危険性がない場所を選定している。

風致公園

都市公園法の公園種別の特殊公園のひとつの種類。自然的条件を十分活用した修景施設を中心に設計し、運動施設等積極的利用を目的とした施設は原則として避ける公園。

ha (ヘクタール)

1ha は 100m×100m=10,000 m²をあらわす面積の単位。

墓園

都市公園法の公園種別の特殊公園のひとつで、墓地等を含む静的なレクリエーションの場としての公園。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

道具や空間をデザインするにあたって、障がい者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。

誘致圏

公園を利用する人の範囲を表す距離であり、街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m、地区公園では半径 1,000m が標準的な誘致距離とされている。なお、平成 15 年の施行令改正により誘致距離の数値表示を行わないこととされたが、本ガイドラインでは参考値として記載する。

ラ行

立地適正化計画

今後の人口減少や少子高齢化社会を見すえ、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら公共交通と連携したまちづくりを進めていくための計画。

歴史公園

都市公園法の公園種別の特殊公園のひとつで、文化財等の保護・活用を図り、歴史公園にふさわしい環境が形成されるよう必要な修景施設等を配置する公園。

①	④
②	⑤
③	⑥

表紙写真の説明

①



公園ボランティア体験会（諏訪公園）

春の都市緑化推進運動の一環として、都市緑化の大切さと、都市公園の美化意識・愛護心の高揚を図ることを目的にボランティア体験会を実施しています。公園の芝生張り、落葉清掃、花の植え付けなど、体験を通して、市民との協働による公園の管理運営を目指します。

②



自然観察の池（諏訪公園）

自然観察の池に植えられた植物が、四季によって池の表情を変えていきます。紫、白、黄色のハナショウブ、アヤメ、カキツバタが咲き乱れ、初夏の風物詩となっています。また、池にはカモが放たれており、花々と共に来園者を歓迎しています。

③



公園のバリアフリー化（小浜公園）

平成 22 年にバリアフリー化を含むリニューアル工事を行いました。その他の既存の公園については、老朽化による更新など、長寿命化計画に合わせ、バリアフリー化を進めます。

④



都市の中の緑（延命公園）

延命公園には、体育館、野球場、動物園が整備されており、県南地域の広域的なスポーツ・レクリエーション拠点となっています。また、延命公園の豊かな緑は、ヒートアイランド現象を緩和し、多様な生物が生息する場となるなど、都市の自然環境を保全する重要な機能を持っています。

⑤



遊具の法令点検（甘木公園）

遊具の法令点検の様子です。公園利用者が安心して利用できるよう、日常点検と併せ、年 1 回の法令点検を行い、事故防止に努めています。

⑥



防災機能を備えた公園（白銀川調節池公園）

白銀川沿いに位置し、日頃は多目的広場としてグラウンドゴルフや少年野球、サッカーなど、広く市民に利用されています。大雨の時には一時的に水を溜め、下流の氾濫などを防ぐ働きがあり、貯水総量は 180,000 m³（プール約 500 杯分）あります。写真は、令和 2 年 7 月の豪雨災害時の様子です。

みんなではぐくむ 緑と花のまち おおむた

～緑を守り、活用し、共に生きる～



大牟田市 都市整備部都市計画・公園課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL : 0944-41-2782 FAX : 0944-41-2795

ホームページ : <https://www.city.omuta.lg.jp/>

